

農林物資規格調査会

議事録

農林水産省消費・安全局表示・規格課

農林物資規格調査会議事次第

日 時：平成24年 7 月 26 日 13：28～17：01

場 所：農林水産省第 2 特別会議室

1．開 会

2．審議官挨拶

3．議 題

（1）日本農林規格の見直しについて

- ・ 畳表の日本農林規格
- ・ 製材の日本農林規格
- ・ 風味調味料の日本農林規格
- ・ パン粉の日本農林規格
- ・ 生産情報公表養殖魚の日本農林規格

（2）その他

4．閉 会

○箴島上席表示・規格専門官 定刻より少し早いのですが、委員の皆様がおそろいでございますので、ただいまから「農林物資規格調査会」を開会させていただきます。

私は、事務局を担当させていただきます、上席表示・規格専門官の箴島でございます。よろしくお願いいたします。本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また、猛暑の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の御出席の状況でございますが、仲谷委員、椋田委員が所用のため御欠席という御連絡をいただいています。12名の委員のうち、10名の委員が御出席でございますので、農林物資規格調査会令第6条の規定によりまして、総会が成立していることを御報告させていただきます。

また、審議の際に、原案の作成の経過につきましても報告させていただきますので、原案作成委員会から委員長代理と事務局に出席を願っておりますことを御報告させていただきます。

更に、本調査会の事務局を担当しております、表示・規格課長に異動がございましたので、御挨拶させていただきます。

○赤崎表示・規格課長 ただいま紹介がありました、赤崎といいます。本年の4月1日付で表示・規格課長を拝命いたしました。どうか、今後ともよろしくお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 続きまして、本調査会は、農林物資規格調査会運営規定第6条に基づきまして公開することになっています。本日、傍聴なさる方を公募しましたところ、13名の方から応募がございまして、本日、傍聴されています。

それでは、早速、調査会の運営規定に基づきまして、阿久澤会長に議事進行をお願いします。

○阿久澤会長 阿久澤でございます。委員の皆様には、円滑な議事進行に、御協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、議事次第に基づきまして、新村審議官に御挨拶をお願いいたします。

○新村審議官 審議官の新村でございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。本日の農林物資規格調査会でございますが、畳表、製材、風味調味料、パン粉及び生産情報公表養殖魚の5つのJAS規格について御審議いただくことになっております。

なお、JAS制度に関連して、最近の動きを御紹介したいと思います。有機食品につきましては、我が国の有機JAS制度と相手国の有機制度が同等と認められた場合にあっては、我が国の制度に基づいて生産または製造された有機食品にオーガニックと表示して、相手国に輸出することができる同等性という仕組みがございまして、これまで、EU加盟国からは同等性を認められておりましたけれども、本年7月よりスイスにつきましても、我が国の有機JAS制度の同等性が認められたということでございます。農林水産省といたしましては、引き続き、諸外国との有機の同等性の相互承認に取り組んでいきたいと考えております。

また、2月の調査会で皆様に決定していただきました、JAS規格の制定・見直しの基準に基づきまして、今後、新たなJAS規格の制定あるいは見直しを進めていきたいと考えております。具体的な検討に入りましたら、改めて御意見をお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、委員の皆様方、それぞれお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、議題に入る前に、本日の総会の議事録署名人の指名を行います。調査会運営規定によりまして、会長が指名することになりますので、今回は三善委員と村瀬委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、皆様には、議事次第という1枚紙、それから、農林物資規格調査会の委員名簿、今日の日付が入っているものでございます。

資料1、日本農林規格の見直しについて「畳表」というもの

資料2、同様に「製材」というもの

資料3、同様に「風味調味料」というもの

資料4、同様に「パン粉」というもの

資料5、同様に「生産情報公表養殖魚」というもの

資料6としましては、JAS規格の制定・見直しの基準というものをお配りさせていただいております。

あと、委員の方々には、机上配付資料としまして、ちょっと分厚いもので恐縮でございますが、規格調査の結果及び原案作成の会議の報告書というもので、同様に「畳表」「製材」「風味調味料」「パン粉」「生産情報公表養殖魚」。加えて、説明用資料としまして、畳表説明用資料、製材の説明用資料、風味調味料の説明用資料というものを準備させていただいております。過不足がございましたら、事務局までお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議事の関係でございますけれども、御発言の方々のお名前を明記しまして、後日、農林水産省のホームページで公表させていただきますので、御了承いただければと思っております。事務局からは、以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、早速、畳表の日本農林規格の見直し（案）について審議いたします。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 では、資料1に基づきまして、説明をさせていただきます。

資料1 日本農林規格の見直しについて「畳表」というものをめくっていただけますでしょうか。

1－1、ここは、諮問の文でございます。読み上げさせていただきます。

（諮問文朗読）

中身でございます。1－2を開けていただけますでしょうか。農林水産省名で今日の日付になっています。

1 趣旨でございます。これも読み上げさせていただきます。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成24年2月農林物資規格調査会決定）に基づき、畳表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号）について、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

趣旨のことを若干説明させていただきますと、2行目の10条と申しますのは、5年ごとの見直しの規定のことでございます。それから、下から2行目の標準規格の性格を有するものという、この標準規格につきましては、2月24日付の総会で決定いただきました、JAS規格の制定・見直し基準、これは資料6でございますが、これに位置付けられています標準規格でございます。

2 内容でございます。これも読み上げさせていただきます。畳表の日本農林規格について、現在の製造の実情等を踏まえ、（1）耳毛の長さの基準値を変更する。これは特等と2等について変更を考えております。

（2）1㎡当たりの重量の基準値を変更する。これは特等について変更することを考えています。

（3）1畳の畳表の長さの許容幅を変更する。

（4）畳表の標準品の設定方法を明確化する。

等の改正を行うというものでございます。これについて御審議をいただければと思っております。

続きまして、1－3、畳表の日本農林規格に係る規格調査の概要でございます。

1 品質の現況ということで、どういう流通実態があるのかということを示してございます。この関連で図1の流通経路がございます。

（1）製品の流通実態ですが、畳表は、原料のいぐさを乾燥させて織ったもの、製織したものでございまして、畳の材料として使用されています。具体的なものにつきましては、後ほど説明させていただきますので、ここは、簡単に読み上げさせていただきます。樹脂やいぐさ以外の植物を製織した畳表はJAS規格の適用の範囲となっておりません。いぐさのみを使ったものが対象ということです。国産品の畳表は、いぐさの産地である熊本、福岡など、などには広島等があると思っておりますけれども、主要産地は熊本、福岡だと認識しております。そこで生産されております。また、供給数量の約8割は輸入品になっています。

その下に流通経路とございますが、右側を見ていただきますと、輸入品のほとんどは中国から来ています。国産品と中国品の違いを見ていただきますと、中に市場が入って

入札し、仕入れるかどうかという点が異なっています。

(2) でございます。JAS規格の基準でございます。主な品質項目ということで、1－4にかけて示させていただきます。1－3のところでは、耳毛の長さ、先ほど改正事項で読み上げさせていただきましたけれども、耳毛の長さが品質項目で挙がっています。

設定理由、これも読み上げさせていただきますと、織り面にいぐさの両端を除いた中央部分を使用し製織された畳表は上質なものとされている。そのため、一定の長さ以上のいぐさを使うことを保証するために規定がなされており、等級によって基準値を規定しています。この等級という言葉が出てきておりますので、参考までに1－10を開けていただけますでしょうか。新旧対照表でございますけれども、第3条というところで、畳表の規格は次のとおりとするというのがございまして、基準というところを見ていただきますと、特等、1等、2等と規定しているのがお分かりいただけると思います。この等級を意味しています。

また、元に戻っていただきまして、1－4でございます。1㎡当たりの重量を規定しています。これは、一定の本数以上のいぐさを織り込むことが畳表の品質を保証することになりますので、そのために規定しておりまして、今、申し上げました等級毎に基準値を規定しているところです。それから、水分を、カビ防止などの品質保持のために規定しております。

最後でございます。品位ということで、括弧内にいろいろ書いてございますけれども、一定の品質を保証するために、これらのものについて規定しています。ただし、品位を数値で表すことにつきましては、困難さがございますので、1年ごとに標準品の査定会を開催して標準品を決めております。この標準品と比較しまして格付を行っているという実態がございます。と申しますのは、いぐさというのは農産物ですので、毎年、天候によって、若干ですが品質の差がありますので、毎年標準品をつくりまして、それで、目合わせをして格付を行っているという状況です。欄外です。その他の品質項目としまして、幅、長さ、たて糸の種類、織り方の規定が設けられています。

(3) 品質の実態でございます。ここは、これ以降の規格の見直しもすべて同じでございますけれども、JASの格付品とそうではないものに違いがあるのか、ないのか、あった場合、どのような違いがあるかというのを、ここに記載してございます。読み上げさせていただきますと、JAS格付品とそれ以外のものの品質差を確認するために、JAS規格で規定している項目について調査を行いました。その結果、JAS格付品につきましては、すべてJAS規格の基準を満たしておりました。なお書きでございますけれども、一部の非JAS品につきましては、JAS規格で認められていない着色の可能性が認められたものがございました。JAS品につきましては、着色は認めておりません。着色するというのは、どういうことかと申しますと、未熟な状態あるいは十分に生育していない状態で刈り取ったものは、色の付き方が悪いということで、それに色を付けていくということでございます。十分に育てたものをJASは対象にいたしますので、この着色について

は、対象としていないということでございます。

2 生産の現況でございます。ここで、いぐさと畳表、参考として畳の製造工程を書いてございます。具体的にものがあるとか、図があればいいんだと思いますけれども、読み上げさせていただきますと、まず、①の生産方法でございます。いぐさを製織して生産するのは、先ほど申し上げたとおりです。その栽培方法と製造工程につきましては、まず、栽培方法、「・」のところですが、苗を堀り、株分けしまして植え付けます。増やさなければいけないものですから、このようなことを行います。11月から12月ころに植え付けを行いまして、先刈り、これは、根本にちゃんと日が当たるように、こういう行為を行うと聞いています。それから、網掛け、刈取り、これが6月とか7月と聞いています。それから、泥染め、これはどんな泥でもいいというわけではございません。泥染めに適した泥というのがございまして、それを使っていると聞いています。目的は、色落ちを防ぐためと聞いています。それから、乾燥いたします。

次に、畳表の製造工程ですが、そのいぐさを選別しまして織ります。ここで長物という20mのものが出てきます。長いものをつくって、それを切断して一枚一枚の畳表ができてまいります。JAS規格では、この一枚一枚のものを対象としています。参考として、畳の製造工程ですが、畳表を裁断したものを畳の床に張ってまいります。これは、稲わらでつくったものとか、ポリスチレンとか、いろいろありますけれども、大体5cmくらいの厚さのもの、その上に畳表を張ります。それから、縫い付けを行いまして、縁を付けて畳がつくられています。

今度、1－5に移っていただきまして、生産量と輸入量です。これは、生産量、輸入量ともに需要の減少に伴い減少傾向にあります。ここを見ていただきますと、国内生産数量A、輸入量Bともに減少しています。それに伴いまして、当然のごとく供給する量も減少傾向にあると言えます。供給量につきましては、18年と22年対比では、約25%減少しています。

(2)の格付の状況ですが、認定製造業者数は1月現在で73です。数量は約200万枚です。等級では、2等のものの格付が最も多い状況です。表3の格付状況の推移です。格付率自体は若干増えているように見えますけれども、10%前後で推移しています。次の1－6、先ほど2等の格付が多いと申し上げました、その内訳でございます。22年度を見ていただきますと、特等、1等、2等の別に、また、織る際の糸によって、区分分けしてはありますが、トータルの数字ですと、特等で0.2%、1等で7%、2等で92.8%という数字で、圧倒的に2等が多いというのが、これで読み取れます。

取引の現況です。(1)取引の状況ですが、畳表は、主に畳を製造する畳店が仕入れていますので、畳表を一般の方が購入なさる、どこでも買えるという状況にはございません。

(2)規格の利用状況でございます。特等と1等の畳表は、公民館、児童館等の公共機関、個人の住宅などの畳に利用されています。また、1等と2等の畳表は「公共住宅

建設工事共通仕様書（国土交通省）」に畳の日本工業規格の引用がありまして、その中に、畳表は、日本農林規格に定めるものまたは同等以上の品質のものとすると規定されております。その結果、公共住宅の畳に使われています。2等は、そういう意味では、公共住宅だとか、あるいは賃貸の物件に主に利用されています。

4 使用または消費の現況です。1－7に移っていただきまして、（1）でございます。ほとんどが、先ほど申しましたように、畳をつくる際に取引されていますが、ごく一部は一般市販用の製品としてホームセンターなどで販売されています。

（2）規格の利用状況ですが、先ほど申しましたように、公共住宅建設工事共通仕様書で規定されていますので、JAS格付品または相当品の畳表を利用する実態にあります。それから、公民館、児童館等の公共機関等では、特等または1等の畳表が要望されているということで、これらのものが使われています。

5 将来の見通しですが、正直申しまして、畳を使用する部屋が増えるのか、減るのか、にかなり左右される部分がございます。国内生産数量及び輸入数量ともに減少が続いている状況がございますので、当面、減少していくと見込んでいます。しかしながら、例えば、賃貸用でありますと、入居者が代わられるというとき、あるいは畳もそんなにずっと何十年ももつわけではございませんので、すり減ったときに畳を替えることもありますので、一定の数量は見込まれると考えています。

それから、国際的な規格の動向ですが、平成23年12月現在では、国際的な規格は制定されておられません。

7 その他です。この調査の関係で、認定製造業者等にお聞きしましたところ、1㎡当たりの重量の基準、それから長さの基準等の改正、それから、品質の向上につきまして要望があったところです。それを踏まえまして、今度は、改正案の概要になりますけれども、これ以降は、担当の課長補佐から説明をさせていただきます。

○大貝表示・規格課課長補佐 畳表を担当しております、表示・規格課の大貝と申します。よろしくお願いいたします。畳表のJAS規格改正案の概要について説明させていただきます。資料は1－8ページです。畳表のJAS規格は、公共住宅の畳の入札条件にJAS格付品又は相当品の使用が規定されていることから、公共住宅では、一般的にJAS格付品又は相当品が使用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に貢献しているということから「標準規格」として位置付けられます。

主な改正点は、以下の4点です。

1つ目が耳毛の長さの基準値の変更

2つ目が1㎡当たりの重量の基準値の変更

3つ目が畳表の長さの許容幅の変更

4つ目が畳表の標準品の設定方法の明確化となっております。

畳表というのは、先ほど説明がありましたように、畳の材料として、畳の表に使用するものです。机上配布資料として図が付いた畳表説明資料がありますが、2ページ目を

見てください。これが畳の構造の図です。図の茶色の部分が畳床です。その上に緑色の畳表を張って、それから畳縁を付けると畳なのですが、JASでは、この畳表についての規格を定めています。今日は、畳表の現物をあちらの方に展示しておりますので、後でご覧いただければと思います。

まず、改正点1つ目の耳毛の長さの基準値の変更についてです。説明資料の3ページ目を見てください。畳表は、いぐさが横糸でたて糸は綿糸だとか麻の糸などを使用して製織されます。畳の1つ目には2本のたて糸がある状態ということになります。端の方だけ、1つの目に1本のたて糸になっているということで、こういうふうに織られている状態です。いぐさは太さが均一で色がいいものの方が良いとされていまして、長いいぐさで織った方が、いぐさの真ん中の一番良い部分を多く使用できるため、一般的に長いいぐさを使用したものが上質と言われているということです。耳毛の長さの変更といいましたけれども、この図にありますように、耳毛というのは、つき出しとうら毛となっていて、つき出しというのがいぐさの根本の方の部分です。うら毛というのが先端の方の部分、若干つき出しの方は、日光が当たらないので色が白っぽくなっているというところでございます。

JAS規格では、特等、1等、2等という等級ごとに耳毛の長さ、つき出し、うら毛の長さを規定していますが、具体的にどう変えるかということは、資料の1～11ページを見てください。新旧対照表です。

新旧対照表は、右側が現行規格、左側が改正案です。一番左側が特等、真ん中が1等、右端が2等ですが、特等のつき出し7cm以上を8cm以上に、うら毛10cm以上を11cm以上に変更する。それから、2等についてもつき出し3cm以上を4cm以上に変更、うら毛6cm以上を7cm以上に変更するという改正案になります。耳毛を長くすることによって品質の向上を図りたいという改正案となっております。

次に、改正点の2つ目です。1㎡当たりの重量の基準値を変更するということですけれども、写真が付いた説明資料の4ページ目を見てください。JAS規格の対象となっている畳表に使用されるたて糸は、麻糸または綿糸です。麻糸は麻のみを原料とした糸、綿糸は綿以外の混紡率が50%未満の糸というふうに定義をしています。畳表は、目が詰まっているものの方が品質がいいので、JAS規格では、詰まり具合を示す指標として、たて糸の種類ごとに1㎡当たりの重量を定めています。説明資料の5ページにありますけれども、1㎡当たりの重量の測定につきましては、まず、縦と横の長さをはかりまして面積を算出します。それで、1枚物の重さをはかったものを面積で割りまして、1㎡当たりの重量を算出しているところです。

この改正点につきましては、新旧対照表の1～11ページを見てください。1㎡当たりの重量とありまして、特等、麻糸、単芯の部分、0.94kg以上を0.92kg以上というふうに0.02kgずつ、ほかのたて糸を使った場合もすべて0.02kgずつ基準値を軽くしています。これは、原案作成委員会において、製造業者の委員の中から、特等の現在の重量の基準

では、重過ぎて、機械で畳を作成するには、作業性が悪いという意見があつて、また、重量だけが特等の基準を満たしてなくて、特等の格付ができない製品があるということも分かったことから検討を行っています。どのようにして0.02kg、20gというのを出したかということなのですが、重量だけが特等の基準を満たさないという畳表のデータの提供を受けまして、何グラム減らすのが適当なのかということを検討をしました。20g減らした場合には、品質上は問題がないと検査員が判断したことから、実際の計測結果から特等について重さの基準を20g減らすという改正案となっております。

次に、改正点の3つ目です。1畳の畳表の長さの許容幅の変更についてです。説明資料の1ページ目を見てください。原料いぐさを生産する農家は、いぐさを生産して、そのいぐさを製織、織るところまで実施しています。この長物というのは、20mくらいの長さのものになります。JAS認定事業者のところでは、この畳表の長物を切断して1枚物に加工してJAS格付けを行っているということです。畳屋さんは、畳表、縁を使って畳を作るということになっています。

新旧対照表の1～14ページを見てください。別表1に長さという項目がありまして、現在は1種、2種、3種というものごとに103cm、98cm、96cmの整数倍となっていますが、プラス5cmとなっています。この1種、2種、3種というのは、畳の大きさが若干地域等によって異なるということで分けていますが、いずれも長さの余裕というのは、プラス5cmとなっています。なので、現行では、1畳用の1枚物から2枚の半畳用の畳表を作ろうとすると、余裕がなくて2枚は取れません。

ここのところを何とかできないかということで、この改正案では、長さの基準をプラス30cmまで認めるという改正案となっています。20mくらいの長物から通常1畳用の10枚の1枚物を取るのですけれども、その10枚目というのは、若干長さに余裕を持たせておいて、注文があつたときに半畳用に加工しやすいようにするというのが目的です。プラス30cmとすることによって、注文に応じて半畳用2枚に加工することができるということで、このような改正案となっております。

4つ目の改正点です。畳表の標準品の設定方法です。説明資料の6ページを見てください。品位ということで、1年ごとに別に定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとするということで、実際には農林水産省が標準品査定会というものを開催しまして、標準品を決めているところです。これは、数値では表せない品位について、やはり実際に目で見て、標準品を設定するというので、これとの比較によって格付を行っています。改正案では1～14ページの品位というところがありますが、1年ごとに農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する登録認定機関または登録外国認定機関の全てが協議して定めるということで、現在までは農林水産省がやっていたのを、今後は登録認定機関が協議して、この標準品を定めるというふうに改正をしたいということでございます。現在、3機関、登録認定機関があるのですが、その全てが協議をして標準品を決定していただくという改正案となっています。

ただ、農林水産省が今までやっていたのに、改正後すぐに登録認定機関にやってもらうかといいますと、それは、なかなか急には無理だということがありますので、経過措置を設ける予定としています。1－16ページの附則というところで、経過措置、平成27年3月31日までは、なお従前の方法によるということで、このくらいの年月をかけて移行をしていきたいという案となっております。

以上が、主な4つの改正点なのですが、この4つの改正点以外に1か所改正がありまして、新旧対照表の1－14ページを見てください。別表2です。製織に使用するたて糸の基準などを定めたところなのですが、ここはJIS規格を引用しているのですが、引用しているJIS規格が改正されたということから、その部分を改正しています。

原案作成委員会においては、別表1の1種、2種、3種のうち2種のものについては、格付がゼロではないのですけれども少ないということで、もう2種は削除してもいいんではないかという案で報告をいただいております。

農林水産省において原案を再度検討してみたところ、1種、2種、3種は畳のJIS規格において1種表、2種表、3種表という記載があるということと、2種の格付は少ないもののゼロではないということから、今回の改正案においては2種を削除しないということにさせていただきました。以上が改正案の概要です。

資料1－17ページを見てください。改正案について、パブリックコメント、それから、事前意図公告によるコメントの募集を行いましたけれども、意見の提出はありませんでした。

最後に、この審議の結果、この改正案でよいということになれば告示ということになるわけですが、その場合、法令的な観点から字句の変更はあり得るということをお了承いただきたいと思います。農林水産省からの説明は以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、次に、畳表の日本農林規格の改正原案を作成しました、畳表の日本農林規格の確認等の原案作成委員会から、原案作成機関における議論の経過の概要等の御説明をお願いしたいと思います。

これにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、独立行政法人農林水産消費安全技術センターから関規格検査部長と、各担当の主任調査官に出席いただいております。よろしくお願いいたします。

○原案作成機関（関） 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、規格検査部長の関と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、畳表の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の審議経過等の概要について御説明させていただきます。畳表の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、高野克己、東京農業大学副学長を委員長といたしまして、生産者、利用者等の各分野の代表17名の委員からなる合議体で、事務局をFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）が務めました。

委員会での審議の状況でございますが、本年、平成24年2月3日及び3月2日の2回

開催されました。規格の位置付けに関しましては、標準規格として位置付けることが適切と判断されまして、規格調査の結果から6点の改正点について検討を行い、5点の要改正点が確認されました。

その5つでございますが、1つ目は、2等の耳毛の基準の変更

2つ目が、特等の耳毛と、1㎡当たりの重量の基準値の変更

3つ目が、別表1の長さの基準値の変更

4つ目が、測定項目の品位における標準品を定める方法の変更

5つ目が、2種の基準の削除でございます。

これらについては、合理的根拠が確認されたことから、全会一致で改正することとされました。

なお、参考でございますけれども、委員会で6つ改正点の検討を行ったということでございましたが、残りの1つ、たて糸の種類の一部、これは、綿の二本芯のもの及び麻と綿の2本芯のものを削除してほしいと、そういう改正要望があったのでございますが、改正の合理的根拠が確認できなかったこと。それから、これらの2本芯のものについて、顧客からの要望があること。それから、相当量の格付が現にあること、そういうことからして、削除するという結論には至りませんでした。以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。それでは、畳表の日本農林規格の改正案につきまして、御質問、御意見等ございますか。

○菅委員 先ほど、品位のところ、農林水産省からほかの機関、3機関の方に移行するという御説明があったかと思うのですが、具体的にどういった機関が登録認定機関になるのでしょうか。

○阿久澤会長 事務局、お願いいたします。

○大貝表示・規格課課長補佐 登録認定機関になることができるのは、民間の機関でも、県などの機関でも登録認定機関になることができるのですけれども、ガイド65という国際的な基準に適合している公平な機関が登録認定機関になることができます。現在、畳表の登録認定機関は3機関です。

○箴島上席表示・規格専門官 補足させていただきますと、今、あります3つの登録認定機関の中で話し合っ、基準を定め、それを基に格付を確認していく方向に変えたいというものです。これは、ほかに例があるかと申しますと、醤油でそのような例がございますので、前例に倣いながら、国の定める方法から登録認定機関が作っていく方法に変えたいというのが、この中身でございます。

○阿久澤会長 ほかによろしいでしょうか。

○夏目委員 1㎡当たりの重量のところでお伺いしたいのですけれども、特等の基準値、重量だけが基準に合っていないので、特等になれないというような御説明がありましたが、原案作成段階のところでは、特等だけではなくて1等も基準値を下げた方がいいとか、2等の方の、逆に基準値を上げた方がいいというような意見も出たと記録にあった

かと思えますけれども、その辺の議論は、どうだったのでしょうか。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。原案作成機関の方からお願いいたします。

○原案作成機関（浅野） 原案作成委員会では、まず、2等の部分につきましては、今の基準を上げてほしいという要望がありまして、その部分の品位をどこで見るかということで、耳毛の長さを長くすることで品位を上げるというふうに見ればいいのではないかとということで、耳毛の方で基準を上げるということになっております。

特等につきましては、現在、先ほど来、お話ししていますように、重量だけが満たしていないということで、品位は満たしているというようなものを格付できるようにして、格付量の向上にもつなげたいということがありまして、特等の方は重量を下げるというような改正案ということで、原案作成委員会では議論されて、そういう結論になったということでございます。

○阿久澤会長 夏目委員、今の御回答でよろしいでしょうか。では、どうぞ。

○受田委員 参考のためにお聞きしたいのですが、JAS規格というのは、客観性というところで、厳格に基準を定めているということだと思えるのですがけれども、先程の品位のところ、また、補足説明でお醤油についてもそういう基準があると、ここがかなり客観性から見ると、主観的な感じも若干するところなのです。それで、量表に関しての質問なのですがけれども、年によって出来栄えが違うと、それは、十分理解できます。そうしたときに、この品位というのは、色とか光沢とか、そういったものを具体的に言えば基準にしているのでしょうか。そして、それを客観的な尺度で、例えば、色とか光沢ですと、Labとか、いろんなものが物差しとしては使えると思うのですがけれども、なぜ、それが使えないのか、少し参考のために教えていただけますでしょうか。

○阿久澤会長 それでは、事務局、お願いします。

○大貝表示・規格課課長補佐 先ほどの新旧対照表の1～11ページに品位という基準がありまして、下の方になりますけれども、色合いとして、いぐさ固有の色沢と、色調が特に優良、色段、混入が全くないこと。それから、変色い、混入が全くないとか、そういうふうな、ほかにも粒ぞろいだとか、地合いだとか、糸切れ、片ざし、その他の織り傷、仕上げ、汚れその他の欠点、端止めというふうに、たくさんの基準があるのですが、確かに色についてはLab値で表わすことは可能かもしれないのですが、では、そのLabがどの数字だったらいいのかというのは、やはり目で見て、今年はこれだということを決定していかないといけない。査定会というのは、今後必要であり、これ以上、客観的にというのは難しい品目ではないかと考えています。

○受田委員 だからこそ、こうやっているのだというのは理解できるのですがけれども、かなりパターン認識とか、いろんな光学的な処理というのが進んでいる状況でございますので、JASの規格を客観的にというコンセプトに合うように、そういったところを検討すべきかなというのが1つ。

あと、そうなると、結局、年によって格付けが変わってくる可能性が懸念されるので

すけれども、この年のこれが、次の年のこれになるとかという、そんな可能性まであるという理解でよろしいのですか。

○阿久澤会長 事務局、お願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 否定はしませんが、製造工程のところで見ていただきましたが、まず、いぐさを買って、その中から良いものを選んでまいりますので、年によって大きく変動するというのではなくて、微妙なところが、少し色合いが違うので目合わせをしようということですので、前の年が例えば特等だったのが、次の年にそれが1等になる、2等になるとか、そう大きく変わるものではないと理解しております。

○阿久澤会長 古谷委員。

○古谷委員 やはり品位のところでお聞きしたいのですが、別の観点から、今までは審査会、農水省が行っていたということが変更になるということは、いわゆる規制緩和的な趣旨ということでしょうか。また、それについてはメリットがあると思いますが、逆にデメリットはないのでしょうか。デメリットということでは、品位はきちんと確保されると判断されたのか、そこら辺の御趣旨を伺えればと思います。

○阿久澤会長 お願いします。

○箴島上席表示・規格専門官 御指摘がございましたように、国だけがやるのか、いろいろな知見を持たれている民間の方のお力をお借りしながらやるようにしていくのかという点でいけば、後者ですので、規制緩和ということにもなり得るのかなと思っています。この3つの機関は、普段から登録認定機関として、畳表を実際に見ておりますので、その点の知見が、いろいろと蓄積されております。当初、農林水産省に知見がございましたけれども、これらの機関の知見が蓄積されておりますので、これを活用していくということがより効率的ではないかということもございまして、今回、変更することを考えたものです。

○阿久澤会長 そのほか、ございますか。

○丸山委員 意見ではなく、質問です。格付け実績なのですが、輸入量は、中国が圧倒的に多いということですが、実際に格付けしている事業者は、日本と外国、主に中国だと思うのですが、どの程度、輸入物が格付けされているのかというのが知りたいのです。それと、こういう標準品をつくって、見本のようにして格付をする場合に、外国の業者さんへの、もし、認定事業者に外国の事業者がいるとすれば、その徹底はうまくいっているのかなと思ひまして、以上を質問させていただきます。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○大貝表示・規格課課長補佐 認定事業者というのは、長物を切る人ということで、現在のところ、外国の認定製造業者というのはありません。長物で輸入されたものを日本においてカットをしているということです。輸入したものをどのくらい日本で切っているかということは明確な数字はなくて、恐らく8割輸入なので、そのくらいあるのかなというふうに想定しております。

○箴島上席表示・規格専門官 若干補足させていただきますと、1－3のところに流通経路が出てございます。私が、説明を若干はしょってしまったので申し訳なかったのですが、1－3に流通経路、国産品と輸入品（中国）というのがございます。中国のところを見ていただきますと、生産者のところで製織したものが、長物の状態で輸入されているものでございます。これは、今、大貝から説明させていただいたものでございまして、この状態で入ります。この長物につきましては、JASの格付の対象ではございませんで、1畳ごとに切ったもの、これが対象になっているものですから、外国での格付、外国での認定の事業者はいないということです。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。そのほか、御質問、御意見ございますか。

○村瀬委員 確認をさせていただきたいのですが、例えば、机上配付資料の畳表のJAS規格の利用実態調査結果の8ページの（2）JAS不要であるとした理由の、その他の理由のところでは少し気になる表現が幾つかありまして、これは、本当に事業実態の中での少数意見なのか多数意見なのかよくわかりませんけれども、粗悪品が多いと思われるので、お客様に勧められないとか、粗悪品でもJASがあれば通るからというような一般事業者の意見があるんですけれども、JAS規格の格付認定だとか、自主格付とか、その辺について畳表の場合、どのようにされて、例えば、粗悪品だとかがちゃんと出ないような、あるいはそういう登録認定機関がちゃんとある意味で担保できるような形で認定されているのかということについて、少しお聞きしたいと思います。

○阿久澤会長 原案作成の内容ですが、8ページですね。

○箴島上席表示・規格専門官 これは規格調査を行った際のアンケートの一部で、自由記載の内容が書かれていると思っていますが、中身を具体的に確認した上で、ここに書いているものではありません。このため、この粗悪品というのは何を指しているのかよくわかりません。JASはいいものだと思っておりますけれども、例えば、熊本県では、本当に限定してよりいいものをブランド化されているものがあったりしますので、それに比べて、JASは若干見劣りするかという趣旨なのか、そうではないのかというのは、申し訳ありませんが、ここではお答えできません。

いずれにしても、JASにつきましては、登録認定機関が認定事業者を確認いたしますし、登録認定機関がやっている認定行為が正しいかどうかを独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、年に1回監査するという形がございまして、それで格付品の信頼性を担保していますし、通常流通しているものも、先ほどの独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び農林水産省が監視していますので、その点は安心していただければと思っています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、意見も出尽くしたようですので、原案どおり改正することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、その旨、報告させていただきます。

それでは、次に、製材の日本農林規格の見直し（案）について審議いたします。事務局から、資料の説明をお願いします。

○箴島上席表示・規格専門官　引き続きまして、資料２の日本農林規格の見直しについて「製材」というもので説明させていただきます。94ページということで、かなり分厚いものですから、ポイントを説明させていただきます。

まず、２－１を開けていただけますでしょうか。ここは、畳表と同じでございまして、諮問文でございまして。文面は、同じでございまして、５番のところに丸を付けまして、製材の日本農林規格の改正について御審議いただきたいという内容になっています。

２－２を開けていただけますでしょうか。ここに御審議いただきたい中身というのを記載しております。趣旨のところ、上に２段、３段目くらいまで同じでございまして、今回、該当するところだけ読み上げさせていただきますと、製材の日本農林規格について、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行うということです。

内容でございまして。これも４点ほどございまして、読み上げさせていただきますと、製材の日本農林規格について、現在の製造・流通の実態等を踏まえ、

（１）新たに天然乾燥処理材の規格として、含水率の基準、表示の方法及び分析方法等を規定する。

（２）寸法許容差を拡大する。

（３）欠点の測定方法を図解する。

（４）保存処理薬剤の吸収量試験について、試験方法を見直すとともに、新たな分析方法を追加する等の改正を行うというものです。

２－３です。規格調査の概要を説明致します。まず、１　品質の現況です。製品の流通実態です。製材は、丸太を切り、大きく割って、表面をきれいにしたものです。大きく分けると、構造用の耐力部材として用いられるもの、構造用の下地材として用いられるもの、構造用の内部造作に用いられるもの、それから、家具用と分けられているところです。構造用造作用というのは、以前、御審議いただいた際に説明を致しましたが、柱だとか、梁だとか、力がかかるところ、強度が必要なものが構造用です。それ以外の、例えば、鴨居とか、敷居が造作用なのですけれども、造作の中でも見えないところに使われているものが下地材とお考えいただければと思います。

（２）JAS規格の基準でございまして。簡単に説明しますと、製材のJAS規格では、造作用のもの、それから構造用（目視等級区分と機械等級区分）、それから、下地用製材と広葉樹製材に分けて、品質でありますとか、許容差、含水率、曲げ性能だとか、あるいは保存性能等を規定しているものでございまして。これは、後ほど詳しく説明させていただきます。

品質の実態です。今、説明しました区分ごとにJAS品と非JAS品、非JAS品ですので、区分があるわけではありませんが、該当し得るようなものについて調べたというのが（３）でございまして。ア～エの針葉樹、それからオの広葉樹毎に調べています。違いで

すが、アの造作用については、JASの基準値よりも若干寸法が大きい傾向が見られたということが書かれています。品質と含水率は、ほぼ同じでした。下地用製材につきましては、寸法について、若干歩増しが大きいこと。それから、含水率が高い傾向が見られたということです。品質につきましては、同じです。構造用製材で2つに分かれますが、まず、目視等級区分用製材につきまして、同様に寸法が若干大きな傾向が見られたものの、品質と含水率については同じでした。それから、機械等級区分構造用製材ですが、これが目視等級区分と何が違うかといいますと、目視につきましては、節などの欠点を目視によって測定して、等級を分けていきますが、機械によりまして、製材の曲げといいますか、ヤング係数を測定し等級を区分していくものが、このエに該当するものです。このエの機械等級区分構造用製材ですけれども、保存処理された製品について、保存処理について簡単にいいますと、木が腐らない処理をするということですが、その際に、インサイジングという保存処理液が浸みやすいように若干加工する部分がありますが、そこで品質の違いが見られたということです。それから、含水率が高い製品が見られたということです。材料の品質面につきましては、同じでした。広葉樹につきましては、寸法について若干、歩増しが大きい傾向が見られまして、材質面では、JAS品とほぼ同等の品質だったということです。これを総合的に判断いたしますと、非JAS品の方はサイズが若干大きい点と、含水率等について、少し多めのものが見られたが、品質面につきましてほぼ同じであったということが、調査の結果、言えることと考えています。

2 生産の現況ですが、(1) 生産の状況の1番の作り方については、原木を切りまして、フリッチ、大割りした角材から製造する場合があります。

2-4に移りまして、国内の生産体制ですけれども、工場数は22年度末で6,569工場ですが、若干減少しており、その減少した工場の8割が小規模工場であるということです。それから、出力階層別の素材消費量を見ますと、大規模工場が全体の6割を占めているということで、大規模工場に集中する傾向が見られるという状況にあります。生産量については、年間約1,000万 m^3 前後で減少傾向にあります。それを示しておりますのが、表の1です。

格付の状況です。24年3月末現在で、認定事業者数は、全体で約900、900と書いてございますが、表の2を見ていただきますと、891でございます、これが正しい数字です。重複を避けますと、608という数字となります。891の事業者でございますけれども、表の2では目視等級区分の認定事業者が最も多くなっています。表の3との関係ですが、22年度の格付数量は99万 m^3 ですので、出荷量の10%くらいで推移しており、表の3で、それが10.5%だということが見て取れるかと思っています。

(3) 規格の利用状況です。製材のJAS規格がどういう場面で使われているかということを、ここにお示ししています。建築用材のほか、家具用材、まくら木及び梱包用材等を製造するための基準として、個の規格が使われています。

3 取引の現況です。製品の取引は、製造業者と住宅建設メーカー等の相対による取

引、それから、木材市場等の流通業者を通じて取引されるのが一般的です。

規格の利用状況です。読み上げさせていただきますと、以下のように建築基準法関連の告示等に引用等されています。また、都道府県におけます地域材の認証の取組みが行われておりまして、その認証に当たってJAS認定工場であることというのが要件とされている例が見られます。このように使われている状況にあります。今、申し上げました建築基準法関係では、4つ。②でございますけれども、住宅の品質確保の促進等に関する法律関連が1つ。その他建築関連が5つ。JASの関係が6つ引用されています。

4 使用または消費の現況でございます。国内での製材の出荷量の内訳ですが、建築用材が大体8割、土木建設用材が4%、木箱だとか梱包用材で12%、家具とか建具の関係が、次のページにまいりまして1%。あと、3%がその他用材でございます。この、その他用材でございますけれども、造船でありますとか、樽だとか桶用と聞いています。

5 将来の見通しです。製材の需給の動向ですが、住宅の着工戸数によるところが大きいと考えています。今後、住宅の着工戸数の増加が見込めない中では、総量として大きな増加は見込めないと思っています。しかしながら、平成22年の10月に公共建築物における木材の利用促進に関する法律というのが施行され、その中で、木材の利用拡大に向けた取組が勧められております。その1つとしまして、平成23年5月に官庁営繕における木造建築物の設計に関する技術基準となります、木造計画・設計基準が国土交通省において策定されました。この中で、木造建築物の設計に当たりまして、原則JAS製品を使用することが規定されていますので、今後、製材JASの利用の割合が増加するのではないかと、考えています。

6 国際的な規格の動向ですが、ISO規格に、製材に関する規格が、ここにございますように20ほど制定されています。

7 その他ですが、事業者からいろいろ聞き取りましたところ、天然乾燥処理の追加、それから、寸法許容差の拡大などに対応することで更に利用しやすくなるという御意見や御要望があったところです。

この調査を踏まえまして、改正案を検討いたしましたので、その概要につきまして、担当課長補佐から説明させていただきます。

○池田表示・規格課課長補佐 林産物の規格を担当しております、池田と申します。よろしく申し上げます。それでは、私の方から、製材の日本農林規格の見直しにつきまして、お配りしております資料を用いまして、説明させていただきます。

ただいま箴島上席から説明しましたように、そこで重複するところもあるのですが、規格の見直しに関しましては、御説明をさせていただく前に、製材のJAS規格について概略を説明させていただきたいと思います。机上配付資料ということで、お手元に製材説明用資料というのがあると思います。1枚めくっていただいて、製材の日本農林規格の体系というものをご覧いただきたいと思います。製材は、先程もありましたように、丸太を板状または柱状に加工したもので、主に住宅などの建築用として使用される木材

です。製材の規格ですけれども、大きく造作用製材、構造用製材、下地用製材、広葉樹製材というふうに区分されています。これらの現行の製材の日本農林規格が平成19年にできていますけれども、それまでありました製材関係の規格、具体的に申しますと、針葉樹の構造用製材、針葉樹の下地用製材、針葉樹の造作用製材、広葉樹製材、そして、押角、耳付材、まくら木用という、それぞれ日本農林規格があったわけですが、それを統合したことによるものです。

簡単にそれぞれについて説明しますと、造作用製材といいますのは、針葉樹、国産でいいますとスギやヒノキですが、そういうものを材料とするもので、主に住宅の鴨居ですとか、敷居ですとか、家具内装に使われているものです。

構造用製材は、同じくスギやヒノキなどの針葉樹を材料とするものですが、建物の構造上、強度が求められております土台ですとか、柱ですとか、そういう材料に使われています。この構造用製材の中には、先程もありましたように、目視等級区分構造用製材、こちらの方は目で材の欠点等を判断して区分するもの。あと、機械によって曲げヤング係数と呼ばれます木材のたわみにくさというものを測定して等級区分を行います機械等級区分構造用製材というものに分けられています。

次に下地用製材ですけれども、同じく針葉樹を材料とするもので、屋根、床、壁などの表面に表れない下地の部分に使われるものです。広葉樹製材につきましては、ブナやミズナラという広葉樹を材料とするもので、家具材、建具、内装材などに使われています。規格の体系としては、こういう形で作られています。

次に、規格の改正の概要につきまして御説明します。資料の2～7ページになります。規格の位置付けとしましては、この製材の規格は、建築その他一般の用に供される造作用、あと構造用の製材に適用されており、建築基準法に引用されるほか、業者間の取引する場合の基準として、使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献しており、標準規格として位置付けられると考えています。

その下に改正案の概要といたしまして、(1)から(6)まで載せていますけれども、こちらについては、机上配付しております資料と、新旧対照表を用いて説明させていただきます。

机上配付資料の2ページ目をご覧ください。木材を伐採しまして、それを加工した製材ということで、木材の中にたくさんの水分を含んだ状態になっています。このため、住宅の資材などで使用する場合は、木材の中に水が入っていますので、重くて持ち運びが大変だということ、あるいは木材が急速に乾燥していく過程で、曲がったり、割れたりということが生じてしまいます。そういうことがありますので、住宅などの建物に使われる部材については、生木、立っている状態の木から製材して、水分を一定程度飛ばした状態、乾かした木材というものが使われています。現行の製材の規格の中では、木材中に含まれる水分の量を示す指標ということで、含水率というもので品質を区分しています。

この含水率ということについて簡単に御説明しますと、通常の水分率と考え方が違っていきまして、木材から水分を完全に取り除いた、本当に乾いた、カラカラの状態の重さに対する木材に含まれている水分の重さの比ということで表わされます。例えば、水を含んでいない状態の木材、組織の重量が100gであった場合に、水を含んだ状態の重量が120gであった場合ですけれども、そうすると、差引き20gの水が含まれているということになります。水分を含んでいない状態の重量ということで、割戻しますと、20%というのが、ここでいうところの含水率ということになります。100gの中に20g入って20%という形ではなくて、120gの中に20g入って20%というようなことです。

この含水率によって品質を区分しています。材面に表示することとしていますけれども、現在の規格で定めていますのは、強制的に乾燥する、人工乾燥処理を行ったもののみを対象としています。一方で、乾燥装置を用いまして、人工的に、また、強制的に乾燥処理を行った材というものは、自然の状態で乾かしたものに比べまして、色つやですとか、香りですとか、そういうものが失われるということが知られています。このため、製造業者あるいは実需者の方々から乾燥装置とかを使わずに、天然の状態で、自然の状態で乾かしたものについても、JAS規格による格付ができるようにしてほしいというような要望がありました。

今回、この要望に対応するために、人工乾燥装置によらずに、乾燥処理したものについて、天然乾燥処理として新たに区分を設けることとしたいと考えています。造作用製材の場合ということで点々で囲んで例示しています。現在ですと、乾燥後に、表面をきれいに仕上げた仕上げ材については、SD15またはSD18という形で表示をすることとしています。このSDあるいはDという表示の中で、数字が15とか18とかありますけれども、こちらが含水率を示したものとなっています。現在の製材の規格の中では、含水率の中でも平衡含水率と呼ばれます、長期間木材を乾かしていた状態で、最終的に安定化するような含水率なのですけれども、そこが大体15%程度と言われているのですが、その辺の値から、あと、繊維飽和点ということで、木材の細胞内あるいは細胞間に存在する自由水と呼ばれる水がなくなりまして、細胞壁の中だけの状態になる、そこが大体30%程度と言われているけれども、それまでの中で最低で10%、最高で25%ということで区分を設けて、現在は規格化しています。

今回追加する天然処理したものにつきましては、含水率の基準というものを30%といたしまして、その表示についてはAD30ということで表示したいと考えています。ちょうど、囲みの中の、これまでがSD15、18、D15、18とあったものが、AD30というような表示ということを考えています。

具体的な定義につきましては、新旧対照表、厚い方の資料の9ページの方にアンダーラインが引いてありますが、新設ということで、乾燥処理ということを、まず、定義すると、乾燥処理については、木材に含まれる水分の量を減少させる処理であって、人工乾燥処理または天然乾燥処理をいう。人工乾燥処理については、そのうち、人工乾燥処

理装置によって、人為的及び強制的に温湿度等の管理を行うことをいう。天然乾燥処理については、乾燥処理のうち、人為的及び強制的に温湿度等を調整することなく、適切な管理の下、一定期間、栈積み等を行うことをいうということで、乾燥処理、そして人工乾燥処理、天然乾燥処理について定義づけをしていきたいと思います。

16ページになりますけれども、これは、造作用製材ですけれども、16ページの中ほどに含水率という欄がありますけれども、こちらは、これまで乾燥処理ということで、15、18%というのを定めていましたけれども、ここに人工乾燥処理を施したものの含水率の基準と、2として天然乾燥処理を施したものの基準ということで、30%以下というものを示しています。それを具体的な表示ということで、18ページになりますけれども、(4)の乾燥処理ということで、ウということで、天然乾燥処理を施したものにあっては、AD30を記載することということで、表示の方法を定めていきたいと考えています。

また、この天然乾燥処理ということを追加することに伴いまして、天然乾燥処理の含水率の測定方法についても規格の中で定めていきたいと考えています。この対照表でいいますと、64ページ、別記ということで、1. 試験試料の採取というところがありますけれども、ここが実際の含水率試験に使用する試料の採取方法ということで、天然乾燥処理を行う場合の採取枚数というものを入れています。そして、65ページですけれども、試験の方法ということで、含水率試験ということで、天然乾燥処理を施したものの試験の方法というものを定めています。中身についての御説明は時間の都合上行いませんが、試験に当たりましては、天然乾燥処理というものは、人工乾燥処理に比べまして、含水率の管理が難しいということもありますので、人工乾燥処理に比べまして、試験体数を多く取ることとしています。

次に、薄い方の資料の3ページにお戻りいただきたいと思います。現行の製材の規格の中では、製材の小口面、いわゆる木材の断面ですけれども、その短い辺と長い辺について格付の際の基準を定め、その寸法を表示することとしています。その表示する寸法については、実際に測定した寸法と、表示する寸法の誤差というものを認めています。ここの囲みの図でいきますと、表示例として赤丸で囲っていますけれども、短い長さが30mm、長い長さが60mmということになっていますが、隣が、実際の測定ということで考えた場合に、実際の測定で短い方が30.5mm、長い方が61.0mmということで、短い辺で0.5mm、長い辺で1.0mm長くなっています。製材の規格の中では、この誤差というものを認めていまして、許容差として定めています。そういう形で、この許容差の部分の改正です。

住宅とかを建てる場合ですけれども、製材工場から出荷された製材品というものは、建築の現場で、家を建てるところで、製材されたものをそのまま持って行って、加工して組み立てるということではなくて、プレカット工場と呼ばれる工場であらかじめ建築部材ということで加工して建築現場に送られるのが一般的となっていますけれども、今回、製材の流通実態として調べていただいた際に、乾燥処理を行った構造用製材につい

て、プレカット工場で、製材工場から収められた製材品を挽きムラの調整ということで、再度仕上げの加工が行われるという状況があるようでして、製材工場がプレカット工場の方に製品を納める場合、削りしろを現在のJAS規格で定める許容差にプラス0.5mm程度多くして納めることが求められているという状況があるようです。また、構造用製材、造作用製材につきまして、現行の規格では、辺の長さが75mmを境に分けているところですが、すけれども、流通している105mm以上のもの、柱角とかでございすけれども、削りしろを寸法表示よりも5mm程度残して取引されるのが一般的となっている状況が確認されています。このため、今回、そのような状況に合わせまして、構造用製材については、許容差のプラス側を0.5mm拡大する、構造用製材と造作用製材について辺長105mm以上の許容差を追加するといった改正を行いたいと考えています。

具体的には、厚い方の資料で23ページをご覧くださいと思います。こちらは、構造用製材の寸法の許容差を記載した表ですけれども、上段の方、人工乾燥処理を施したもの、仕上げ材、未仕上げ材ということで、こちらの方について、0.5mmのプラス、従来に比べて0.5mmプラスして許容差を認めると。また、105mm以上、これまで75mm以上ということでは分けていませんでしたけれども、そこに105mm以上という区分を設けると、そして、その許容差を5mmという形で定めています。許容差については、そのような改正を行っています。

続きまして、薄い方の資料の4ページをご覧くださいと思います。製材の規格の中では、品質の面というところから、節の大きさですとか、節の数、割れ、曲がりですとか、そういうものを材面の欠点として扱っています。その測定方法についても規格の中で定めています。今回、囲みの中で示していますけれども、現行の記載の中では、そういう測定の方法については文字という形で記載をしていました。ただ、この文字ですと、実際の測定の方法が分かりづらいという声が挙がっています。今回、先に改正を行いました集成材でも同様に行っていますけれども、この文字の下に実際に図を併記するという形で測定方法の解説をしていくという改正を行いたいと考えています。厚い方の資料でいきますと、48ページが測定の方法ということで、第9条ということで載せていますけれども、こちらが、右側でいけば、昔のものでいけば、文字だけを書いていたと、今回、左側、新しく改正を考えていますところでは、それぞれの項目ごとに図を入れて、この部分を測るのですよというのを分かりやすくしているということで、64ページにかけて、それぞれ測定方法というものを図示しています。

続きまして、薄い方の資料の5ページ目の上の方の段ですけれども、木材の保存処理の関係です。木材は、例えば、湿度の高い環境下で長期間使用されますと、腐ったりするなどの症状が現れます。このような木材の劣化を防いで、木材を長期間使用するために、薬剤を使いまして、木材の保存性能を高める処理というものが行われます。この処理のことを保存処理と呼んでいます。写真に載せていますけれども、周囲の色が付いたところが薬剤処理を施したところ。現在のJAS規格の中では、この保存処理に使用す

る薬剤について、日本工業規格で定めます木材保存剤というものを使用することとしています。今回、木材保存剤につきまして、若干さかのぼりますけれども、一昨年の9月に日本工業規格の改正が行われていまして、そこで新しい薬剤が追加されています。それで、今回、JAS規格の見直しに際しまして、この薬剤というものを追加したいと考えています。厚い方の資料ですと、10ページ目をご覧くださいと思います。10ページ目の中段の表に保存処理というものがありますが、保存処理については、現行でアからコということで、10種類の薬剤というものを規定しています。11ページ目をごらんいただきますと、キということで、今回、日本工業規格の方で追加されました新しい薬剤、アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系という、保存処理剤が入っていますので、こちらを新しく追加したいと考えています。

また、この薬剤の追加に伴いまして、規格の中で木材、保存処理された薬剤自体が、木材の中にどれだけ浸み込んでいるか、あるいは吸収されているかということで性能区分をしていますけれども、その状況を確認する方法として、保存薬剤ごとに試験方法を定めています。このため、この薬剤の追加に合わせまして、今回、薬剤に対応する試験方法を追加したいと考えています。具体的には、66ページに（2）ということで、浸潤度試験というのがありますが、これが木材にどれだけ浸み込んだかという試験です。67ページにありますけれども、（キ）として新しい薬剤というものを入れています。新しい薬剤については、従前のアという第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたものと同様の試験方法を採用ということです。また、83ページになりますけれども（キ）ということで入っていますが、こちらの方が、薬剤の方が木材にどれだけ吸収されているかということ进行分析する試験方法になっています。こちらの方が83から84ページにかけまして、新しく追加したところです。

また、薄い方の資料の5ページの下の方の関係ですけれども、保存処理薬剤の吸収量試験の方法の見直しというところです。木材の保存処理をした薬剤の試験方法ということで、先程も説明したところですが、薬剤ごとに決まっていますけれども、そのうち、銅・アゾール化合物系保存処理薬剤につきまして、現在の試験方法ですと、その中に含まれる成分と木材の中に本来含まれている成分というものの分析した場合のピークというのが重なりまして、分析が難しいという課題がありました。今回、イメージの方で載せておりますけれども、ちょうど丸で囲った部分のような形でピークが重なって分析しにくいと。そこを解決する試験方法というものが確認されましたので、試験方法を変更することとしたいと考えています。そこが、厚い資料でいきますと、78ページになります。（オ）ということで、銅・アゾール化合物系保存処理薬剤で処理されたものということで、79ページの方にアンダーラインでやっておりますけれども、今回、確認された試験方法によって試験する方法を記載しています。この試験方法につきましては、県の試験場ですとか、森林総合研究所の文献を基に確認されたもので、実際、原案作成機関の方でも、その試験方法による分析を確認されています。

続きまして、薄い方の資料の6ページ目ということで、造作用製材のインサイジングによる規定の削除ということです。保存処理の関係ですけれども、木材に保存処理を施す場合に、どうしても木材の中に薬剤が浸み込みにくいということがありますので、あらかじめ木材の表面に傷を付けるという処理を行います。ちょっと写真で見にくいかもしれませんが、材面にぼつぼつと跡がありますけれども、こういう形で機械的に傷を付けると、そして、そこから薬剤を浸み込ませるということで、そういう処理のことをインサイジングと呼んでいます。厚い資料の10ページ目になりますが、第4条の品質のインサイジングという欄がありますけれども、インサイジングは欠点とみなさないと、ただし、その仕様は、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下がおおむね1割を超えない範囲内とするということで、これまで定めていました。この規定につきましては、造作用製材だけではなくて、構造用製材、広葉樹製材、下地用製材、すべてについて設けています。この規定の根拠としましては、材面に傷を付けることで、製材の強度自体が低下する恐れがあるということで、この規定を設けてあったところです。

今回、原案作成委員会の中で、そもそもという形ですけれども、造作用製材については、そういう強度規定を設けていないと、また、使用実態としても、インサイジングによる強度規定について記載する必要はないのではないかとすることがありまして、今回、削除することとしたいと考えています。なお、造作用製材以外の構造用、下地用、あと広葉樹製材につきましては、一定の強度性能が求められる部材として使用されていますので、従来どおり、ただし書きということで残していきたいと考えています。

そのほか、幾つかあるのですが、次の11ページをご覧くださいますと、表の上に、今回、表1 浸潤度の基準といった形で表の番号とタイトルというのを記載することとしています。これは、規格の中にあるすべての表、図について分かりやすくなるようにということで入れています。

また、表の中にありますけれども、これまでは「すべて」というのが平仮名書きでございましたけれども、これは、法令的なところもありますけれども、漢字で書くようにします。あるいはK2というところがありますが、耐久性D1の樹種というのを心材の耐久性区分ということで、もともとの表の意味自体が心材の耐久性区分を示していましたので、分かりやすくということで記載をしています。このような改正がほかにも何点かありますけれども、以上が、製材の主な改正の内容となっています。原案作成委員会における原案から文言等の修正を除いて大きな変更はありません。

なお、御説明いたしました改正案につきましては、先程もありましたけれども、今後、法令的な観点から字句の変更がある可能性があることを御承知おきいただきたいと思います。

次に、資料の93ページですが、パブリックコメント等の募集結果ということで、5月から6月にかけてパブコメを実施しています。結果として、お一人から意見が挙がっています。94ページが具体的な意見になっています。94ページをご覧くださいますと、3

点ありまして、1つが天然乾燥処理の定義において、適切な管理の下という定義はあいまいではないかと、屋外、屋内を問わず直射日光に当てないなどの措置を施し、あるいは風通しのよい場所などにとしてはどうかと、また、栈積みとするというのは、栈積みを行うではないか。あと、仕上げ材及び未仕上げ材の定義において、天然乾燥材は該当しないのか。造作用製材の規格に関して、インサイジングの基準において、ただし書きを削除しては歯止めがなくなるのではないかという3点がパブリックコメントとして寄せられています。

この意見に対する考え方としまして、右側の欄に記載していますけれども、1点目、定義につきましては、適切な管理の下といいますのは、単に木材を放置してしまって、乾燥させたものが天然乾燥処理したものとして扱われることを除外する目的で記載していますので、実際には、農林水産省の別の告示になりますけれども、製材についての製造業者等の認定の技術的基準というところの中で、品質管理の実施方法に基づきまして、品質管理の責任者が品質管理の状況を記録するなどということによって管理をしてもらうということを意図しております。このため、原案のままで対応することとしたいと考えています。なお、栈積み等するというものについては、御意見を踏まえて、栈積み等を行うと修正することといたしました。今回、お示ししました改正案については、その点を反映しています。2点目、天然乾燥処理についてということですが、天然乾燥処理については、人工乾燥処理と同等の品質を求めているということですので、仕上げ材、未仕上げ材の区分をしていません。そのため、原案のとおりとしていきたいと考えています。3点目、インサイジングについては、先ほども御説明しましたが、造作用製材については、そもそも強度規定を設けていないということと、実態の使用としてもそういう状況にあるということで、今回は削除したところでございますので、このままとしていきたいと思っております。

製材についての見直しに関する説明は、以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、この製材の日本農林規格の改正原案を作成いたしました、製材の日本農林規格の確認等の原案作成委員会事務局から原案作成機関における議論の経過、概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（中田） 原案作成委員会の事務局を務めました、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、規格検査部商品調査課の中田といたします。よろしく願いいたします。

それでは、委員会での議論の経過の概要を説明させていただきたいと思っております。製材の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、神谷文夫、独立行政法人森林総合研究所フェローを委員長とし、生産者、利用者等の各分野の代表17名の委員からなる合議体で、その事務局をFAMICが務めました。

委員会等での審議の状況ですが、平成21年9月から6回にわたりまして、規格見直しに係る事前の議論を行い、本年3月8日に原案作成委員会を開催いたしました。規格の

位置付けに関しましては、標準規格として位置付けることが適切と判断されました。

また、主な改正項目としましては、9項目が整理されまして、そのうち6項目について改正が必要だということが認められたということでございます。その改正が必要だと認められた6点ですが、まず、

- 1点目が、天然乾燥処理を施したものの含水率の基準の追加
- 2点目が、寸法の許容差の緩和
- 3点目が、欠点、測定方法の図示
- 4点目が、新たな保存処理薬剤の追加
- 5点目が、保存処理薬剤の吸収量試験の方法の見直し
- 6点目が、造作用製材のインサイジング規定の改正でございます。

これらにつきまして、検討いたしました結果、合理的根拠が確認されたということで、全会一致で改正することとされたということでございます。

なお、参考になりますが、委員会に出された意見のうち、改正に至らなかった主なものといたしましては、1点目が、4面切り溝製材、これは、製材の4材面に長さ方向、材長の方向の全長にわたって深さが約1cm、幅が3mm程度の溝を入れた製材、これを規格化して欲しいという御要望でございます。2点目が、目視等級区分構造用製材の節の基準の緩和をして欲しいというものです。3点目が、保存処理に関する部分のみを別の規格にして欲しいという御要望がございました。

これらにつきまして、検討した結果でございますが、まず、1点目の4面切り溝製材ですが、こちらにつきましては、建設側での使用経験がまだ少ないという材料でございまして、規格化による影響を考慮して、より多角的なデータ等に基づき、次回以降の見直しにおいて、引き続き検討することが望ましいのではないかとということでございました。2点目につきましては、節の基準の緩和をするためには、やはりそれなりのデータが必要だということでございました。3点目ですが、保存処理に関する部分のみの規格化ということになりますと、JAS制度そのものの整理が必要だということを理由に、今回は改正ということには至らなかったということでございます。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。たくさんの内容の説明、そして、御報告とございましたが、この製材の日本農林規格の改正案につきまして、御質問、御意見等ございますか。林委員、お願いいたします。

○林委員 御説明がありましたように、今回の見直しにおいて、一番大きな課題になったのが、1の天然乾燥処理した木材をJASの中に入れるということだと思います。それで、業界からの要望というのは、当然理解しますし、それから、農林水産省として、JASの受検の量を増やすという意味で、非常に意義があるものだと考えます。ただ、表現が、こちらの2ページにありますように、表示例として、これはJAS製品ですよというところで乾燥処理となっていますね。赤い線で、乾燥処理としてAD30と、こういう表現をしようという御意見なのですが、簡単に言いますと、含水率30%というのは、別に乾燥し

ているわけではないわけですね。例えば、洗濯物のことを考えていただければ分かりますけれども、30%というのは、洗濯して、脱水機にかけて出てきた段階ですね。そこから更に乾燥機に入れてちょっと乾かしたのが25で、乾燥機から出てきたのが20くらいで、更に、これは正しい表現か分かりませんが、アイロンをかけて出てきたのが15くらいというようなイメージですね。

AD30と書かれてしまうと、業者間の取引の場では、お互いによく分かっていると思いますけれども、例えば、大工さん、工務店、建築士さん、そういったいわゆるユーザーさんから見ると、JASの紙が貼ってある、Aというのはよく意味がわからないけれども、Dと書いてある、そういえば、Dというのはドライのことだったね、30と書いてある、30はちょっとわからないけれども、JASが貼ってあって、乾燥処理と書いてあって、Dと書いてあると、これは乾燥した木材ではないかと誤解される可能性があるんじゃないかなと、ちょっとそこら辺を懸念するわけですね。実際のところ、Aというのは、エアドライという意味なのですが、普通、エアドライと我々が聞くと、日本における気乾の状態というのは15%ですから、15%というのを想像してしまうということで、ADと書かれてしまうと、15%と誤解しかねないかなということですね。そこら辺がちょっと気になりまして、問題かなと思うのですが、そこは、いかがでしょうか。

○阿久澤会長 ありがとうございます。これに関連して、同分野の三善委員から、何か御意見はございますか。

○三善委員 製材の規格改正につきまして、いろいろ御説明がありました。今、林先生の方からも乾燥についてのコメントがありましたけれども、具体的に、住宅事業者の状況につきましては、天然乾燥材と人工乾燥材は従来から使用されている材料です。特に品確法が施行され、急速に木材の人工乾燥が進んだわけですが、それ以前から、建築現場の効率化という課題がありまして、スピードアップの為には、工程を合理化していく、簡素化していく。プレカット加工が非常に大きな力になりまして、工法、建築の建て方が変化し、ここ20年くらいで日本の木造住宅というものが急速に変わりました。その流れの中において、木材に対する実需者の要望というのはいろいろありますが、やはり乾燥につきまして非常に大きな要望が実需者の方から出ていました。それで、日本の製材工場は、現状でもそうですけれども、人工乾燥した木材の供給を急ピッチで進めているような状態であります。生材、いわゆる生木といわれるものを使いますと、経時変化で、建築施工後に、変形してしまう。変形といいますのは、どういうものかといいますと、木材が収縮を起こしてねじれとか、狂いとかが発生して、クレーム住宅と言われるようになってしまう。それを何とか防ぐ手立てとして乾燥材を使っていこうという動きになっているわけです。

ところが、人工乾燥といいましても、例えば、板物であるとか、あるいは3寸5分の柱とか、4寸の柱とかでしたら、人工乾燥である程度の供給ができていたような状態ですが、横架材である梁や桁とか、それから太角といわれるような大きな柱などについて

は、従来から天然乾燥材が使われています。そんな状況から見まして、実需者の意見として、乾燥という定義の中に、当然、天然乾燥と人工乾燥があってもよろしいんじゃないでしょうかと、ところが、JAS規格では、乾燥材と言えるものは、人工乾燥材しかなかったわけです。天然乾燥材は従来から使われている。また、現在も供給している業者が多々あるわけですから、JAS製品としての天然乾燥材を住宅に使う、より品質の高い、精度の高い住宅を建てていきたいというような要望は、従来から強くあります。

乾燥材の効用というか、効果というのは、大きく4つ挙げられると思います。先ほどからお話ししていますように、木材というのは収縮しますから、どうしても割れとか、ねじれとかが発生する。それを防止する。いわゆる変形を未然に防ぐ。それから、変色とか腐れ、これはほとんどが細菌の活動によって起こるわけですから、水分を抜くことによって、こういった細菌の活動を止める。それによって変色とか腐敗を防ぐ。もう一つは、木と木をつなぐ場合に、接着剤を使いますし、また、木を美しく見せるために、いろんな塗装をします。やはり生木よりも乾燥材の方がより効果が上がります。

木材は、乾燥させると強度が高まるという効果があります。特に、天然乾燥材を規定することにより懸念されることは、含水率によって強度の高まり方が違ってくということです。例えば、人工乾燥材で15%のもの、あるいは25%のもの、天然乾燥材で30%のもの、それらがすべて同一樹種で同一サイズであれば、すべて同一的に強度が高まるというものではないわけです。そういった事について、消費者に説明不足といいますか、認識不足で誤解が生じるという懸念があります。具体的に、乾燥による強度などの効果について、しっかりと事業者が消費者に対して説明できるようなものをそろえてあげるというようなことが必要になってくるのではないかと思います。

乾燥材というカテゴリーの中に天然乾燥材、エアドライを含めていただいたということは、実需者にとっても、製材の供給業者にとっても一歩前に進んだと理解をしております。私からは、以上です。

- 阿久澤会長 どうもありがとうございました。林委員から、表示の中の天然、これは誤解を受けやすいのではないかという内容、また、それへの関連で三善委員に意見を伺いましたが、三善委員からは、実需者の視点からの現状ということで、乾燥の意義はあること、そして、天然も人工もそれなりの意義があるとのこと。しかし、天然と人工は同一でないということから、やはり若干誤解の懸念はあるという御意見だったかと思います。

事務局の方から、林委員と三善委員の今の質問の内容も含みますが、ご意見への御回答の方をお願いしたいと思います。

- 池田表示・規格課課長補佐 今ほど、林委員と三善委員から御意見をちょうだいしたのですけれども、天然処理のJASの規格化につきましては、実際に天然処理した製材品が流通している実態があるということと、あとは、先ほど三善委員の方からもありましたけれども、実需者側からの要望が実際ある中で、原案作成機関でも調べていただいた中

では、流通している天然乾燥処理した製材品について、含水率にかなりばらつきが見られるということで、そこに対する一定の品質を保証する観点から、今回、規格化を検討したところでして、その基準が、天然乾燥処理で製造可能な最低ラインということで30%というものを設けています。

そこで、先ほど林委員から御指摘もありましたけれども、そこが従来の人工乾燥のものと混乱してしまうのではないかと、間違われてしまうのではないかとという御指摘は、原案作成委員会の中でも議論されておりまして、現実として取引の現場においては、正しく理解されると考えていたところです。

ただ、お二方からの御意見を踏まえれば、これからの規格の普及というものを考えていった場合、あるいはより幅の広い関係の方々への理解というものを取っていかなければいけないということを考えていけば、本日、お示ししております規定ぶり、先ほどの表でいきますと、18ページとかになるのですが、天然乾燥処理を施したものはAD30とするという、この表示の方法、実際に材面に表示させる方法、そちらの方についてちょっと見直し、書き込み方を検討しなければならないのかなと考えています。そちらの方を検討させていただければと思っています。

また、併せまして、御指摘の点、実際の認定を行います登録認定機関等を通じまして、そのような誤解といいますか、そういうものが生じないような形で周知を図っていききたいと、そういう対応を取っていききたいと考えています。

○阿久澤会長 ただいま事務局からお二人のご意見への対応案が説明されましたが、よろしいでしょうか。

○林委員 そういった対応をしていただければ結構かと思いますが、今回、こういう見直しがあったと、JASの方で天然乾燥処理された木材が認められるようになったということになりますと、当然、それを特に建築関係の雑誌とか新聞、いわゆる業界のマスコミ関係ですが、恐らく天然乾燥材が認められたというような、そういうような表現をしかねない。ですから、乾燥されたものが世の中に出て、JASで認められたというふうな誤解を生んでしまうかもしれませんので、さっき言われたような登録認定機関だけではなくに、そういったマスコミ対策も注意してやっていただければと思います。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。そのほか、ただいまの乾燥処理に関する件、また、そのほかの点、まだ5点くらいありますが、関連の御意見、御質問がございましたら、お願いします。

どうぞ、野々山委員。

○野々山委員 先ほどの天然乾燥処理に関してですが、これはAD30と記載というふうに書かれているのですが、天然乾燥処理なので人工乾燥処理と比べたら含水率の方は高めになると思うのですが、これは、例えば18とか20とか、30より低い数字でも人工乾燥処理だったらある程度区分けは表示できるということなののですが、天然乾燥処理に関しては何%であってもAD30というのはなぜですか。

○阿久澤会長 事務局、お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 実際、実態を国土交通省さんの方でも調査された結果とかがあるのですけれども、目標の含水率とかは、25とか20とか、それ以下という形でも実際に目標にして取り組まれている事業者の方は、実際にいらっしゃいます。ただ、実際に、そういうものを測ってみますと、どうしてもそこまで落ちきらない、天然乾燥処理ですので、そこまでなかなかいかないというところがございますので、まずは30%というところで、今回、規定をしていきまして、今後、流通の実態で、更に低い状態でも天然乾燥したものが流通するような状況になれば、そこに合わせて新しい区分というものを、また、設けていけばいいかなと考えております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。そのほかございますでしょうか。

○古谷委員 今までの懸念と少し重複するかもしれませんが、天然乾燥処理の場合、人工乾燥処理よりも含水率が高いわけですね。先ほど三善委員から実際にクレームという形で変色であったりとか、ゆがみであったりという実態が生じるという話があって、今、農林水産省からの説明としては、最低ラインとしての基準ができたことで、今までだったらもう少しパーセンテージの高いものが使われていたということを伺いました。これは30という形で、品質が最低ラインとして定められたという認識でいいのか。また、今、30ですから、人工乾燥処理より高いので、やはり現実にはそういう問題点が想定されるのであれば、何らかの対応をされるのかどうかを、重なるとは思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

○阿久澤会長 事務局からお願いします。

○池田表示・規格課課長補佐 先程もお話ししたのですが、実態として天然乾燥したもので20とか25とか30とか、そういう中でも流通している実態はあります。そこは、やはり施工される側と、実際にメーカーさん側ですか、こういう材質のものを求めて、こういう性質でいいという相対の取引の中で、恐らく使用されてきているものだと思います。

今回につきましても、そこの中での基準ということを設定することで、JASでは、そこまでのものを保証すると。それ以上の性能を、本当に、15%くらいに乾燥させたものと同等の性能を求めるということであれば、JASで30ではあるけれども、実態はもっと乾燥させて、相当長期間処理といいますか、置かないと、そこまで下がらないと思いますけれども、そういうものを使っていくというようなことになるのではなかろうかと思います。

○阿久澤会長 どうぞ。

○古谷委員 趣旨はわかりました。先ほど、例えばそういうものであるということを消費者に説明するということが必要だというお話もありましたけれども、たとえ説明されたとしても、実態として現実のゆがみであるとか、問題は、起きてみなければわからないわけで、説明されればいいというものでも実はないと思います。何らかの、JASでAD30という表示をすることで、逆に従来だったらもっと注意ができたものが、JASでいかに

も保証したかのように見えることで、更に問題点が大きくなる懸念も実はないのではないかと、いかというところもあって、注視あるいは監視など、何らかの対応策をしなければいけないのではないかと、いうところを感じました。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか、さらなる懸念が指摘されましたけれども、何か御回答はございますか。

○箴島上席表示・規格専門官 御指摘どうもありがとうございます。この製材は、直接消費者の方の目に触れるのではなくて、大工さんが購入して使用する際にJASマークが指標となっています。このため、消費者の方に知っていただくということも大事ですが、大工さん、工務店とかにまず十分理解いただくということを通じて、結果的に消費者の方にも御理解をいただくということを行う必要があると思っています。そのために、先ほど池田が申しましたように、あらゆるチャンネルを通じて関係の方に、御理解いただく必要があると思っております。

一方で、天然乾燥処理につきましては、今、ばらついているものがありますので、基準をつくって、レベルを上げていく取組みをしていくということも大事と思っております。制定後何ら改正しないというわけではなくて、取組みをどんどんレベルアップしていくことを通じて、天然乾燥処理の問題点の解決を図っていききたいと、そのためのきっかけとしたいというのが正直なところです。

○阿久澤会長 よろしいですか。では、夏目委員。

○夏目委員 私も古谷委員の意見と少しかぶるのですけれども、今、事務局から御説明がありましたように、従来、天然乾燥処理したもののJAS規格がなかったと、だけれども、実際には市場の中にはそういうものがあふれているので、一定の水準を表示したいと、その趣旨は、よく分かるのですけれども、林委員がおっしゃったように、AD30、これでもいいのかどうかというのは、やはり少し早急な結論ではないのかなという感じを持ちます。

それから、原案作成委員会の方で資料をお出しいたしまして、この規格調査の概要というものは、卓上配付の20ページから丁寧に書かれているのですけれども、通常、こういう新しいJAS規格を出すときには、ヒアリングとかアンケート調査とか、そういうものをして、実際に認定事業者、それから一般事業者、実需者がどういう要望があって、こういう動きになるのかということが出されるはずなのに、ここには何も出てきていないというところが、少し説明資料としては十分ではないような感じを持っております。

○阿久澤会長 今、夏目委員の方から御指摘を2点いただきました。お願いします。

○原案作成機関（中田） 原案作成委員会の前に、そういったヒアリングなり、アンケート調査というものの資料が添付されていないということでございましたが、そのところについては、申し訳ございませんでした。

天然乾燥処理に関しましては、当方でヒアリング調査なりアンケート調査を実施しまして、使う側、製造側、両者から、天然乾燥処理という区分をつくって欲しいという強

い要望がありまして、検討させていただいた結果として、今回、御報告させていただいたということでございます。

- 阿久澤会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。今、夏目委員の方からAD30の表示はちょっと早急ではないかという御意見でしたが、これに対して何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかで何か、同じ項目でも結構ですが何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この製材の日本農林規格についてですが、林委員を始め、三善委員、古谷委員、夏目委員の方から意見、御指摘をいただきましたが、その辺のことを、書き込むことの検討とか、周知徹底させるという、このよう内容について、一部修正を加えた案で改正するというところでよろしいでしょうか。それで、また、細かな文言については、法令的な観点からも検討を踏まえる必要があると思いますので、これについては会長に一任させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

- 阿久澤会長 それでは、その旨報告いたします。

時間が大分超過していますが、これから10分間休憩させていただきたいと思います。それでは3時50分から再開させていただきます。

（休 憩）

- 阿久澤会長 それでは、まだ、見えていない委員の方もいますが、ちょっと議事が押していますので、時間ですので、審議を再開いたします。引き続き、議事進行に御協力お願いいたします。

それでは、風味調味料の日本農林規格の改正案について審議いたします。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

- 箴島上席表示・規格専門官 今度は、資料3でございます。風味調味料でございます。

3-1をめぐっていただけますでしょうか。3-1は、諮問でございます。これまでと文面は同じでございます。この3のところの風味調味料の日本農林規格の改正について御審議をお願いします。

次の3-2を開けていただけますでしょうか。ここで、改正を考えております趣旨なり内容を記載していますが、規格自体は、標準規格の性格を有するものと考えておりまして、中身としましては、ここにございますように、糖分、食塩分及び全窒素分の測定方法につきまして、分析妥当性が確認された方法を詳細に規定することを御審議いただきたいと思います。この分析妥当性ですけれども、JAS規格の中では、成分値を定めるとともに、その分析法を規定しています。ただ、その分析法につきまして、分析する人によって幅があったりしては困りますので、ちゃんと手順を定めまして、だれが分析しても同じサンプルであれば、同じ結果が出るよう規定する観点から、定期的に見直しをしてきているものです。

続きまして、3－3です。風味調味料の日本農林規格に係る規格調査の概要です。

(1) 製品の流通実態です。風味調味料がどういうものかを書いております。糖分、食塩及びうまみ調味料を基礎原料としまして、これにかつおぶし、こんぶ等の風味原料を加えたものです。調理の際に、目的に合わせて簡便に風味を持った「だし」が得られるようにした調味料です。製品の種類としましては、かつおぶし、煮干、こんぶの風味を付けた製品もあります。仕向別では、業務用の製品と一般市販用の製品と両方が存在します。消費者の利便性等の向上に対応した分包タイプの製品が増加している実態があります。JAS規格でどういうものを品質項目として定めるかを表1にまとめています。性状、それから糖分及び食塩分についての規定、それから全窒素分、それからうまみ成分を規定しています。それから、でん粉及びデキストリンの配合量について、増量剤としての使用について、一定の上限をかけるために規定しています。それから、風味原料の配合率について、一定以上入っていることを担保するために、規定しています。

品質の実態です。JAS品と非JAS品を分析しましたところ、糖分につきましては、非JAS品の方が若干高いというのが見られます。

でん粉及びデキストリン、これは増量剤ですけれども、JAS品では使用実績はありませんでした。しかしながら、非JAS品におきまして、使用している製品が3件ありまして、そのうち1件はJASで定めております数値（2%以下）を満たしていないものがありました。

2 生産の現況です。作り方ですが、かつお風味の例で、3－4ページですけれども、説明させていただきますと、かつおぶしを砕きまして、混練ということで、風味原料とそれ以外の原材料を混和して均質化しまして、粒状にして乾燥しています。それを包装しています。簡単な説明で申し訳ございませんけれども、こういう作り方です。生産量は、年間4万トン前後でずっと推移していきまして、上位5の製造業者で90%を占めています。生産量自体は、ここ数年大きな変動はありません。販売金額も大きな変動はありません。製造業者数は30でして、そのうち(2)の格付けの状況にありますように、10の事業者が認定製造事業者です。格付率は、表3の上から3番目ですが、平成22年度で75%という数字です。

次の3－5です。規格の利用状況ですけれども、JASに定める成分及び配合等を基準として製品の製造を行っているということとして、消費者及び実需者に品質を保証するためにJAS格付を行っている実態があります。

取引の現況でございます。7割が市販用、3割が業務用という実態です。一般市販用は、すべて卸業者を通じまして小売業者に販売されており、業務用製品は、相対取引ということで卸業者を通じて販売されているものもございます。

格付の利用状況ですが、業務用製品のうち一部のものについては、学校給食に使われており、その際にJAS規格が基準として使われています。他法令での引用はございません。

4 使用または消費の現況です。一般市販用の製品につきましては、家庭において、味噌汁のだしや煮物の調味などに利用されています。業務用製品も使い方はほぼ同じです。両者の違いは、家庭用は小袋の状態で販売されており、業務用は、大袋、500gなり1kgなりの大袋の状態で販売されているということと考えています。（2）規格の利用状況ですが、一般市販用の製品に主に格付されています。

5 将来の見通しです。今後、大きな変動はないと見込んでいます。これは、認定製造業者数も格付率も同じです。

国際的な規格の動向ですが、コーデックス等、国際的な規格は制定されていません。

測定方法の妥当性の確認です。これは、先程申しましたように、定期的に測定方法を見直す際に、妥当性確認試験を実施しています。

8 その他です。（1）としまして、風味調味料の協議会というものがあるということ。また、2番目としまして、事業者からの御要望としまして、窒素分の測定方法に関し、燃焼法という新しい方法を追加して欲しいという要望があったところです。

これらの調査を踏まえまして、案を作成しましたので、これから担当の課長補佐から詳しく説明させていただきます。

○越野表示・規格課課長補佐 表示・規格課の越野でございます。風味調味料の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。時間が押しておりますので、少し駆け足になるかもしれませんが、お許しくださいませ。資料の3-6をご覧ください。

1番目の規格の位置付けということですが、風味調味料の日本農林規格は、製造業者等が消費者に品質を保証するための基準として利用されているほか、風味調味料を製造する際の基準、これは、糖分とか塩分とか全窒素分とか風味原料、かつおぶしをどのくらい入れなさいとか、そういう基準になっているということ、あと、業者間の取引基準として利用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に資するものであることから、「標準規格」と位置付けることができると判断しています。

次に改正の概要ですが、2番目の改正の概要、糖分、食塩分及び全窒素分の測定方法について、分析妥当性が確認された方法を詳細に規定する等の改正を行うということです。3-8ページを見ていただきたいのですが、第4条の測定方法です。そこから、ずっと続きまして、10ページに食塩分、11ページに全窒素分が続きまして、測定方法が14ページまで続いています。この内容を、机上配付資料を用いて説明させていただきます。

机上配付資料の1ページをご覧ください。最初に、糖分の測定方法の改正について説明させていただきます。写真が2つ出ておりまして、左側が高速液体クロマトグラフという装置です。これで糖分の分析を行います。その右側に分析カラムというのがありますけれども、これを使いまして、風味調味料に含まれています、果糖、ブドウ糖とか、ショ糖、乳糖の成分を分離して測定するということです。理由ですけれども、下側に山が重なっているところがありますけれども、現在、JAS規格で規定されている分析カラ

ム、これでは、妨害ピークが生じて、きれいに分かれなくて、正確な分析ができない場合があると、これを何とか改善したいということで、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、この分析方法の検討をいたしまして、右側のように、きれいに分かれるような分析条件を作ったと、それを原案として提出したと、そして、その分析結果がどこの機関でも同じように結果が出るということを確認したということで、今回、提案をしたということです。

次のページ、全窒素分の測定方法です。今までは、ケルダール法という方法が規定されておりましたが、ここの写真に示していますけれども、加熱ブロックで硫酸を加えて分解して、その中で、生じたアンモニアを蒸留して分析するという、いろんなステップがあるのですが、そういう規定が現在定められています。その方法を詳細に規定するというのが、改正点のまず1点です。

2点目は、燃焼法について事業者の要望に基づき、妥当性が確認された方法を追加するという事です。下の方に燃焼装置というのがあります。これは、酸素中で試料を燃やし、発生した窒素ガスを測定するという方法です。この方法は、ケルダール法が硫酸などの試薬をたくさん使い、分析時間も3時間かかるのですが、この燃焼法は、1回の分析は大体10分くらいで終わってしまいます。事業者の方からJASの分析でこの装置を使用したいという要望がありまして、今回、これを入れることを検討いたしました。

これも独立行政法人農林水産消費安全技術センターが本当にケルダール法と燃焼法が同じように使えるのかどうかということを検討しまして、同じように使えるという結果が出ましたので、今回、追加させていただいたということです。

最後に食塩分の分析法ですけれども、資料に載せていませんけれども、使用する水について定義を設けるという改正です。改正内容は、以上です。

次にパブリックコメントの関係ですけれども、資料の3-15ページを見ていただきたいと思います。パブリックコメントは、1件寄せられましたけれども、今回の改正に関係することではありませんでしたので、今後の参考ということにさせていただきました。

あと、この改正案につきまして、今回の審議で了していただきましたら、これから法令審査にかけますけれども、その中で字句の訂正等があり得ることを御了解いただきたいと思います。以上で農林水産省からの説明を終わらせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、風味調味料の日本農林規格の改正原案を作成しました風味調味料の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の関委員長代理から原案作成機関における議論の経過と概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（関） それでは、風味調味料の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の概要について説明させていただきます。

風味調味料の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、高野克己、東京農業大学副学長を委員長といたしまして、生産者、利用者等の各分野の代表13名の委員からなる合

議体で、事務局をFAMICが務めました。

委員会での審議の状況でございますが、本年、平成24年1月20日と3月5日の2回開催されました。規格の位置付けに関しては、標準規格として位置付けることが適切と判断されました。

規格調査の結果から、全窒素分の測定方法に燃焼法を追加することが改正意見として出されました。また、原案作成委員会の委員から糖分の測定方法について、現在、規定されている分析カラムでは、妨害ピークにより、正しく測定ができないことがあることから、改正が必要との意見。それから、食塩分の測定において、測定用試験溶液の調整方法の効率化を要望する意見が出されました。この3点の改正意見について、審議事項として原案作成委員会で検討することといたしました。これらの測定方法の改正案につきましては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが案を作成することになりました。

第2回の委員会で、これらの案につきましては、燃焼法の追加及び糖分の測定方法については、FAMICが提出した測定方法の改正案と、妥当性確認試験の結果等に基づき、合理的根拠が確認されたということで、全会一致で改正することとされました。また、食塩の測定方法につきましては、改正するに至る十分なデータが得られず合理的な根拠が確認されなかったということで、改正の決議までには至りませんでした。以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、風味調味料の日本農林規格の改正案について、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

○受田委員 分析法の細かいところで、2点伺いたいのですけれども、1つは、ケルダール法、従来の方法に関して、これは分析方法自体、原理的に変更があるわけではないと理解しております。

その中で、3-12に、蒸留について記述がございます。その蒸留の際に、アルカリを添加するというところが、ちょっと表現が変わっておりまして、例えば、分析をする測定者の立場から見ると、旧来の書き方の方がより理解しやすいように感じるのですけれども、なぜ、こういう表現にしたのか、具体的にいうと、イの蒸留の真ん中付近に、分解液に水30mL及び24g以上の水酸化ナトリウムを含む云々というのがございます。この表現が、実際に測定者の立場から見ると、非常に理解し難いというところです。この改定の理由を1点伺いたいのと。

あと、改定の柱になる燃焼法についての記述に関して1つ質問でございます。これは、3-14のエのところ、ニコチン酸と検量線作成に用いたもの以外の標準品で、純度99%以上のものをを用いて10繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値 $\pm 0.15\%$ であり、標準偏差が0.15以下であること、この部分についてです。実際の平均が理論値 $\pm 0.15\%$ というのは、これは、きちんと理解できます。一方で、再現性に関して、標準偏差が0.15と書いてありまして、これが、もしかすると、相対標準偏差をいっているのか、

あるいは測定値自体の標準偏差なのか、少し不明瞭であると思います。実際にFAMICさんの今日の机上配付を見ると、試験結果、燃焼法については、RSDの表現が結構あるので、ここはもしかしたらパーセントが抜けているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○阿久澤会長 2点、御指摘がございましたが、原案作成委員会の方からお願いします。

○原案作成機関（関） 先の方のアルカリのところでございますが、分解液に水30mL及び24g以上の水酸化ナトリウムを含む量の25から45%水酸化ナトリウムを加えてということで、これは、旧来の方がわかりやすいというお話でしたが、これは、アルカリの量をもう少し規定したいということで、こういう表現にしたということで、こういうふうに表現を変えさせていただいたところでございます。2番目のところは、単なる標準偏差だから、パーセントは付かないということでよろしいんですね。

○阿久澤会長 受田委員、どうぞ。

○受田委員 前半の部分は、実際に測定する立場になったときに、右側の部分にも60から80mLという容量、それから、絶対量は40%水酸化ナトリウムということで、この組み合わせで絶対量も規定されるということで理解はできると思うので、特に、私自身がこだわるわけではありませんけれども、この表現自体、改善の余地があるのではないかとコメントをさせていただきます。

それと、後の件は、そうなりますと、標準偏差が0.15ということで、これはもう絶対値になりますので、標準で使っている、例えばニコチン酸ならニコチン酸のスタンダードの量あるいは濃度、これを規定しておかないと、再現性自体の閾値というのが不明確になると思うのです。そのニコチン酸の標準品で、具体的にどういう濃度を、この標準偏差が0.15とするのか、以下とするのか、極端に言えば、極めて低濃度の標準添加をやったり、標準品の既知濃度を実際に検証するという表現だと思うのですけれども、標準濃度が高い場合と低い場合、相対的に見ると、ここの再現精度というのが、閾値として変わってまいりますので、何か改善の余地があるのではないかと感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○阿久澤会長 いかがでしょうか。お願いします。

○原案作成機関（田中） FAMIC分析調査課の田中と申します。これは、燃焼法の測定装置を、ほかの規格の中でも決めているのですが、装置の精度をはかるために、ニコチン酸などの窒素分の既知の物質を測定し、その機械のレベルがきちんとしているということを証明するために、こういう記載を入れております。ですから、特に、そういった細かいところまではやっていなくて、やはりこういった一定の標準物質を分析したときに、変動係数がこのくらいという規定を設けて置かないと、いろんな機種を使われるメーカーさんがあるものですから、その数値をほかの規格と合わせて決めているということでございます。

○阿久澤会長 どうぞ。

- 受田委員 理解はできるのですけれども、だからこそ、標準品の濃度が違っておれば、絶対値での0.15というのが閾値にはならないと、それは、分析化学的に見れば明らかですから、ちょっとそこを改善していただく必要があるのではないかと、こだわっているようですけれども、よろしくお願いします。
- 阿久澤会長 ほかに何かございましたら、お願いしたいのですが。
- 原案作成機関（田中） ニコチン酸は、純度99%以上というものをを用いております、濃度は1点でやっているということでございます。
- 阿久澤会長 どうぞ。
- 越野表示・規格課課長補佐 受田委員のイメージというのは、標準溶液を使って、装置の感度を測定するので、その溶液を規定する必要があるのではないかと、そういう御指摘だと思いますけれども、この装置は、溶液をつくるわけではなくて、粉体をそのまま装置に入れて燃やしてガスを出すということで、その装置で測定できるアローアンスがあつて、その量を入れるということですので、あえて溶液の濃度を規定するという事ではないと考えております。
- 受田委員 現実の装置のスペシフィケーションをどういうふうにするかというところは、装置に依拠している部分はあるということは十分に分かります。ただ、広くこれをお使いになられる分析者の立場で見て、すべてこの表現が100人に対して、100人全く同じように伝わらないといけませんので、今の表現だと、すべて100人中100人に伝わらないのではないかと思います。ですから、分析化学的な部分、私も分析化学を専門にしているだけに、この表現自体は、ちょっと許容できないところがございますので、済みませんが、よろしくお願いいたします。
- 阿久澤会長 どうもありがとうございます。
- 箴島上席表示・規格専門官 今の御指摘を踏まえまして、すべての方が誤解なくといひましようか、正しく認識いただけるような表現ぶりに変えさせていただきたいと思ひます。今すぐここにどうひうふうに変えるかという案をお示しできませんので、私どもの方で検討の上、また、法令等のチェックを受けた上で告示の方に反映させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。
- 受田委員 はい。
- 阿久澤会長 ありがとうございます。ほかに、野々山委員、どうぞ。
- 野々山委員 2つあるのですが、まず、1つは、机上配付資料3の、多分、表記のミスだと思うのですけれども、31ページの不要とした理由のアンケート項目で、JAS以外に基準があるということで「に」が2つあるのですが、これは、表記上のミスとして捉えていいでしょうか、それとも何か、そういう表現が正しいのだったら、どうひうことか教えてほしいと思つたんですが。
- 阿久澤会長 よろしいでしょうか、31ページJAS以外の基準ということは、どうひうことか。

- 原案作成機関（浅野） 具体的に内容がどのような基準かというところまでは聞いていないのですけれども。
- 野々山委員 そうではなくて、表記が「に」が2つあるのですが、四角の中の「JAS以外に」の後です。
- 原案作成機関（浅野） 済みません、これは、誤字です。申し訳ありません。
- 野々山委員 もう一点ですけれども、今回の改正から趣旨がずれますが、調査結果とか、実態はどういったものかという中で、糖分についてはJAS規格より非JAS品の方が若干高い傾向が見られたというふうに資料には記載があって、机上資料には結構具体的な数値が記載されていたのですが、たくわんなどのように、食塩や糖の調査物質によっては10%以上乖離している部分があると思うのですが、消費者の健康志向をとらえるとなると、その基準値というのは、別に下げることでもできたのではないかと思ったんですが、それは、そのままにした理由が、もし、あるなら教えていただきたいのですが。
- 阿久澤会長 それでは、お願いします。
- 原案作成機関（浅野） 見直しに当たりまして、全体にそれぞれの基準値、今の基準値がこれくらいで、品質実態調査結果の最小、最大、平均値を御説明させていただいて、その中で改正する部分があるかどうかという議論を原案作成委員会の中でしています。その中で、それぞれの項目は一定の配合のために必要とか、いろいろあったかと思うのですけれども、今回、そこの部分について変更するという改正の特段の要望が委員会の中ではなかったということでございます。
- 阿久澤会長 どうぞ。
- 野々山委員 今後、もし、消費者等、要望等があれば、そこは、将来的には見直すことはあるということでしょうか。
- 阿久澤会長 お願いします。
- 原案作成機関（浅野） その要望等がございました場合には、検討はするということにはなります。当然、消費者の方の要望があれば、その実需者の方や製造業者の方もどう考えているかというのもお聞きして、それで、また、検討するということにはなると思っています。
- 阿久澤会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- それでは、受田委員に1点、先ほどの御指摘の内容で、蒸留の方の件については、アルカリ量を示すためにというふうなことを含んでの修正だという回答だったんですが、それでよろしいですか。
- 受田委員 理論的には十分通じますので、理解の問題だと思います。
- 阿久澤会長 ありがとうございます。それでは、意見も出尽くしたようですので、この風味調味料の日本農林規格につきましては、受田委員から出されました意見、指摘を反映させた形で、一部修正を加えた案で、今、その詳細を具体的にはお示しできませんが、修正を加えた形で改正するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長　また、文言については、やはり同様に法令的観点からの検討を踏まえる必要があるということから会長に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長　では、その旨、報告させていただきます。どうもありがとうございました。それでは、次に、パン粉の日本農林規格の確認案について審議いたします。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官　資料の4です。4-1に諮問がございます。若干読み上げさせていただきますと、下記1のパン粉の日本農林規格について確認を行う必要があることから、調査会の議決を求めたいというものでございます。

4-2です。パン粉の規格の位置付けや内容ですが、標準規格の性格を有するものと考えられるということ。また、2点目の内容ですけれども、生産の実情等を踏まえたところ、今回は改正点はなく、引き続き規格として適正であると考えており、これにつきまして、御審議をお願いしたいというものです。

パン粉の規格調査の概要、今度は4-3です。ここでは、品質の状況、生産の現況等を長々と書いておりますので、ポイントを説明させていただきますと、(1)はパン粉はどういうものかということです、パンを粉碎しまして、ふるいにかけて粒子をそろえて、ハンバーグ、ミートボールの原料としての練込用、とんかつ、コロッケ、フライ類等の衣、唐揚げやナゲットなどのコーティングなど多様な用途に使われています。他方、業務用製品につきましては、顧客の要望によりまして、各種の用途に合わせて、水分や粒度を調整するという実態があります。一般市販用製品につきましては、近年の消費者の健康志向の高まりなどから揚げ油の吸収の少ない製品も開発されています。

JAS規格の基準ですが、定義によりまして、乾燥パン粉、生パン粉、セミドライパン粉の3種類に区分しています。ここは、水分で分けていまして、乾燥パン粉は、14%以下に乾燥したもの、生パン粉は乾燥していないもの、セミドライパン粉は、乾燥パン粉及び生パン粉以外のものとして定義を分けています。品質の基準としまして、性状、原材料、異物及び内容量が定められています。性状につきましては、形や大きさ、色沢などが規定されています。原材料につきましては、使用可能な原材料を規定し、異物につきましても、内容量については表示に適合しているということを規定しています。

品質の実態ですけれども、JAS品と非JAS品を比べましたところ、非JAS品に水分の低い製品、他製品の半分以下というものが1件ありました。ただ、全体としましては、JAS品と非JAS品との間に明確な相違は確認されませんでした。参考ですが、JAS規格に規定されていない比重を品質の基準としている製造業者がありました。

生産の現況です。(1)生産の状況ですけれども、パン粉は、自社で焼いたパンから製造する場合と、外部からパンの耳等を購入して製造する場合とがあります。一般市販

用製品の大半は前者です。パンの製造方法ですけれども、オーブンで焼くという燃焼式、これは東日本が主体です。他方、電極式ということで、電気抵抗によって生地を発熱させて焼くというもの、これは西日本が主体ですけれども、大きくこの2つがあります。何か違いがあるのかといいますと、電極式では耳がないパンができると御理解いただければと思います。白いものでございますので、エビフライだとか、カキフライ、白身魚のフライのように、魚のフライ系に主として使われている実態があります。あと、使う小麦粉も、燃焼式は強力粉で電極式は薄力粉と違いがあると聞いています。生産量ですけれども、15万トン前後で推移していきまして、ここ数年大きな変化はありません。22年度の実績では、生パン粉は48%、乾燥パン粉は36%、セミドライパン粉は16%ということで、大体3対2対1くらいの割合になっています。事業者数は31で、ここ数年大きな変動はありません。年間の売上金額ですけれども、19年度から20年度にかけて、約20%の増加が見られました。

次のページの4-4、ここに生産数量と製造業者数の推移が書かれています。製造業者数32だったのが31と1社減り、これが続いています。生産数量も、大体安定した数字です。特記事項です。全生産量の15%が一般市販品でして、85%が業務用です。業務用の大体半数くらいが、冷凍食品メーカーに卸されています。

格付の状況ですけれども、表の2を見ていただきますと、格付率、これは19年度にできた規格ですので、20、21、22という数字しかございませんが、22年度で2.9%です。徐々に増えてはいるのですが、低い状況だと思います。しかしながらですが、(2)格付の状況の2行目に戻っていただきますと、全国パン粉工業協同組合連合会では、今後3年間の間に、格付率を約2割にするということを目指しています。それから、JAS格付は、主に一般市販用の製品に対して行われておりまして、一般市販用に限りした場合、格付率は、約20%です。

4-5です。表の3、製造業者別の格付状況は、上位3社で81%を占めています。

(3)規格の利用状況ですが、パン粉の品質は、原料小麦の品質によるところが大ですので、灰分が少量な小麦ほど品質がよいと言われています。従いまして、JAS規格では、小麦の灰分を0.58%以下と定めています。製造業者は、消費者及び実需者に品質を保証するためにJAS格付を行っています。

取引の現況です。ここは、製造業者と実需者の相対取引と卸売業者を通しての取引に分類されまして、相対取引におきましては、製造業者、実需者の要望に基づいた製品を提供しています。卸売業者が製品の品質を確認するということはありませんけれども、量販店等では、製造業者から製造の規格書というのがありますので、それを取り寄せて内容を確認していることが多いと聞いています。

利用状況ですが、卸売業者を通じての取引におきまして、JAS品が取引条件になることはございませんが、相対取引におきまして、実需者からJAS品またはJAS同等品を指定されることがあると聞いています。一般市販用2割というのは、先程申し上げたとおりで

す。流通業者または販売点からの要求によるものというのではありませんが、製造業者自らの判断で格付を行っているという実態があります。他法令の引用はありません。

4 使用または消費の現況です。一般市販用パン粉は、約9割が乾燥パン粉でして、生パン粉の販売量は少なくなっています。これは、生パン粉の賞味期限が短いということが主な原因ですけれども、生パン粉自体は、とんかつ等、専門店、業務用の割合が多く、御家庭では、乾燥パン粉を常に常備して、それで揚げるとというのが実態ではないかと考えています。

4－6ですが、業務用のパン粉は、5割が生パン粉、3割が乾燥パン粉、2割がセミドライパン粉になっています。多くが冷凍食品メーカーに使われているものでいます。

(2) 規格の利用状況です。一般市販用の2割というのは、先程申し上げたとおりです。業務用のパン粉ですけれども、水分、粒度、色沢や原材料が重要な品質項目になっていまして、実需者は、小麦の灰分の基準に基づいて用途や使用を決めている実態があると思っています。セミドライパン粉につきましては、水分を表示することが義務になっていまして、その表示により、品質と用途を確認することができるようになってい

ます。将来の見通しですけれども、先ほど申しました、全国パン粉工業協同組合連合会によりますと、ここ3年間で2割までもっていきたいという話がありますので、増えると見込んでいます。

6 国際的な規格の動向ですけれども、コーデックス等、国際的な規格はございません。

その他の必要事項でございますが、事業者の大半は全国パン粉工業協同組合連合会に加入しているところです。

(2) でございますけれども、規格の改正が必要な意見・要望は、特にはありませんでした。このため、今回、確認をお願いしたところでございまして、4－7にその概要をお示ししています。1番として、標準規格と位置付けられるものであるということ。2番としましては、繰り返しになりますけれども、改正点はなく、規格として引き続き適正であるとの確認をお願いしたいこと。

確認でございますので、改正案はございません。4－8から規格をそのまま添付させていただいています。少しだけ説明をさせていただきますと、4－8、第2条のところで、パン粉、乾燥パン粉、生パン粉、セミドライパン粉という形で定義がございまして、パン粉につきましては、小麦粉とイーストを使うことが必須になっていまして、それ以外に、ここに書いているものを使ったものも認めています。それから、乾燥パン粉、生パン粉、セミドライパン粉は水分に応じて、こういう分け方をしています。

第3条で、規格としましては、性状について、この3点を定めています。原材料としましては、小麦粉、イースト、これを必須とし、あとは、3から13までを認めています。添加物をこのような形で認めています。異物、内容量についてもこのとおりです。表示

ですが、業務用の製品に限って義務事項を定めています。品質表示基準、これは消費者庁に企画立案権限が移管されていますが、加工食品品質表示基準の中に、業者間の取引を規定する改正が行われた際の、少し前だと思いますが、この規格ができていますので、業務用の製品に対する義務表示事項ということで、右側1番の（1）から（6）の部分を義務づけるとともに、2番のところでけれども、セミドライパン粉にあつては、水分について表示する上乗せ規定をここで行っているところです。あと、表示の方法は4－9から規定していますが、加工食品品質表示基準と整合性を取っています。

4－11です。2ですけれども、ここで小麦粉の品質指標を定めていまして、灰分につきましては、600℃の燃焼で測定して、0.58%以下と限定することで、いいものを使うことを規定しています。あと、水分が大事ですので、測定方法第4条で定めています。

4－12が別記様式で、第3条関係でどういう表示をするのかというのを定めています。

4－13にパブリックコメントを求めた結果がありますけれども、残念ながら1件もございませんでした。農林水産省の説明は、以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、次に、パン粉の日本農林規格の改正原案を作成しました、原案作成委員会の関委員長代理から原案作成委員会における議論の経過と概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（関） では、概要について説明させていただきます。

パン粉の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、高野克己、東京農業大学副学長を委員長といたしまして、生産者、利用者等の各分野の代表17名の委員からなる合議体で、事務局をFAMICが務めました。

委員会での審議の状況でございますが、本年、平成24年1月20日と3月5日の2回開催されました。

第1回の委員会では、規格の位置付けに関して、今回の規格調査の結果では格付率が低いことから、標準規格に位置付けることができるのかと、そういう意見が出されました。これを受けまして、製造業者委員の方からは、今後、認定製造業者数と格付率を向上させる意向が示されましたことから、委員長は、製造者委員に具体的な計画の提出を求め、次回の委員会で提出された計画を基に、規格の位置づけを再度検討することといたしました。

第2回の委員会におきましては、製造業者委員から認定事業者数と格付率を向上させることを内容とする計画が出されましたが、業務用の製品を扱う実需者委員及び販売者委員、これは小売業者の方でございますけれども、そちらの委員の方から、事業者間の取引に規格が利用されていないのではないか、そういうような意見が出されました。委員長は、製造業者委員に対して、規格が業者間の取引で利用されていることを示すデータの提出を求め、そのデータによって規格の利用が確認された場合は、標準規格として位置付けることとし、その際は、規格調査の結果からは、特段の改正点が見出せなかったことを確認することを、全会一致で議決し、規格の位置付けの判断については、委

員長に一任されることになりました。

委員長は、後日、製造業者委員から提出されたデータによって、取引に規格が利用されていることを確認したことから、標準規格として位置付けることが適当と判断し、結果として確認することとされました。以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、パン粉の日本農林規格の確認案について、御質問、御意見ございますか。

○菅委員 時間が押しているのですけれども、一言、改正ではないのですが、かねがね消費者として、パン粉に着色しているのがあると思うのですね。多分、家庭用にはないのですけれども、業務用のところで、まだ揚げる前のもので消費者に提供されるもので、着色されたパン粉と着色されていないものが一緒になって、フライ種みたいになっているのがあって、かねがね、それが悪いというわけではないのですけれども、必要はないのではないかと感じておりますので、これから、JAS規格のところ、取られるところも、業界の努力で増やされるということなんですけれども、そういったところも、今後、改正の対象になるといいとちょっと感じましたので。

○阿久澤会長 御意見ありがとうございます。そのほか、どうぞ、村瀬委員。

○村瀬委員 このまま残すという形、改正しないという形で、特に異論はないのですが、1点確認させていただきたいのは、前回の制定見直しの基準で、格付率に限らず、きちんと利用されることが大事だということで、利用実態があるのであれば、格付率にこだわらず、残すべきものは残していこうという話がされました。しかし、今回のお話ですと、パン粉の工業協同組合から格付率を今後上げていきたいというお話なんですけど、この上げていきたいという市場実態、何か背景があったのかどうかということについて、確認させていただきたいと思います。

○阿久澤会長 よろしくをお願いします。

○越野表示・規格課課長補佐 この件について業界団体に確認させていただきました。どのように格付を上げていくということですが、まず、認定事業者を2事業者増やしていきたいということでした。今、手続をしているというところですよ。

2点目に、どういう分野の格付を増やしていくかということですが、消費者向けは2割で、これはなかなか増やすことはできないと、業務用の部分は85%と全体で多いのですけれども、その部分を何とか増やしていきたいと。増えていない理由というのは、まだ、制定されてから数年しか経っていないからで、そこを増やしていくように努力していきたいということでした。あと3年間くらいの間で業務用も2割にすることで全体を上げていきたいということでしたので、実効性が多少あると判断いたしました。

○箴島上席表示・規格専門官 若干補足させていただきますと、パン粉の規格が、本当に新規で作られて、そこからパン粉が普及するというのではなくて、既にパン粉というのが流通している中で、後で規格として定めていこうとなったものですから、実需者、特に冷凍食品とか、そういう事業者の方々ですけれども、普段使っているのに、ある日、

突然JAS規格ができました。JAS規格のパン粉を使ってくださいという話を聞いても困ります。JAS格付品には、こういうメリットがあるんですというのが十分説明できませんと、今使っているパン粉で別に困りませんという回答が多く、格付がなかなか伸びないということだと思っています。このため、JASのメリットについて、パン粉の業界の方が取引先にこれから説明し、これを積み重ねることによって格付率を3年間に2割まで上げますという計画を示されましたので、それを実現可能性がないとは言い切れないというのが、原案作成委員会での御判断であり、私どももそこは同様の意見でした。

もう一点、村瀬委員からは、評価すべきは格付率だけではなく、規格として使われている実態があるならば、それを把握して、こういう実態がありますということを説明すれば、それでもいいのではないかというお話だと考えますが、繰り返しになりますけれども、JAS規格が使われている実態を確認しようとしたけれども、やはりパン粉が普及している中で後に規格ができましたので、JAS規格品と相当のものを納入してほしいというようなお話にまで、まだ至っていないと考えています。いずれにしても、パン粉の事業者の方々が、取引先にJAS規格の良さ、メリットを説明し、御理解いただくということで格付率を上げる計画を示されたということ、それを評価して、今回は標準規格に位置づけるということを、私どもとして最終的に判断させていただいたところでございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。ほかに、御意見、御質問ございますか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、このパン粉の日本農林規格を原案どおり確認するということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、その旨、報告いたします。

それでは、最後の案件になりますが、生産情報公表養殖魚の日本農林規格の、これも確認案です。これについて審議いたします。事務局から、資料の説明をお願いします。

○箴島上席表示・規格専門官 御審議いただく最後の議題でございます。資料5、生産情報公表養殖魚でございます。5－1を開けていただけますでしょうか。これは、諮問文でございます、ここの2番目が生産情報公表養殖魚の日本農林規格でして、この確認について議決をお願いしたいというのが、この内容でございます。

次のページ、5－2です。ここに趣旨と内容がございまして、生産情報公表養殖魚の日本農林規格につきましては、本日ご審議いただきました今までの規格と違いまして、特色規格の性格を有するものとして考えています。それから、生産の実情等を踏まえまして、改正点はなく、規格として引き続き適正であると考えておりますので、御審議をよろしく願いいたします。

5－3、規格調査の概要です。まず（1）の流通実態ですが、生産情報公表養殖魚は、事業別番号ごとに養殖魚の生産に係る情報をインターネットなどを利用して公表している養殖魚のことです。これまでに生産情報公表農産物とか加工食品について御審議い

ただいています。その養殖魚のバージョンです。

規格の中で養殖魚という定義は、実は定めておりません。では、どういうものをもって養殖魚というかと申しますと、資料には載せていませんが、水産物品質表示基準というものがあまして、その中に養殖の定義がありますので、それを使う形となります。どういうことか読み上げさせていただきますと、「幼魚等を重量の増加または品質の向上を図ることを目的として出荷するまでの間、給餌することにより育成する」というのが定義です。ブリ、マダイ及びウナギ等の生産情報公表養殖魚が卸売業者、加工業者、小売店に流通、販売されています。図1に流通経路があります。この※1及び※2の部分が規格の対象になっています。流通する部分が※1です。※2は、認定小分け業者がJAS品を流通する場合の経路です。

(2) がこの規格の基準であり、以下の①から⑧の情報を公表することを内容とする規格ですので、読み上げさせていただきます。生産情報公表養殖魚のJAS規格では、以下の養殖魚の生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表することを規定しているものです。①として養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始年月日。それから、場所、水揚げの年月日、水揚げというのは、生簀から揚げた日です。種苗の種類、天然か人工種苗かということ。天然種苗の場合には、いつ捕獲したのか、その場所。給餌しました飼料の名称と製造業者の氏名または名称。それから、動物用医薬品を使った場合ですけれども、薬効別分類と名称。網に関しまして、藻類だとか貝類の付着防止のために薬剤を使うことがありますので、使った場合は、その名称を情報として出すというのが規格の中身です。

品質の実態ですけれども、JAS格付品とそれ以外のものについて調査をいたしましたけれども、非格付品で生産情報を公表しているというものは、調べた限りでは確認はできませんでしたので、JAS格付品のみが生産情報を公表していたということです。

5-4です。生産の現況でして、ここは、内水面と海面に分けて、養殖の実態を記載しています。内水面では、淡水魚、アユだとかウナギ等について約4万トン、海面で養殖されるもの、ブリ、マダイ等ですけれども、それが25万トン前後ということで、合計しますと、大体30万トン前後がずっと養殖されています。

(2) 格付けの状況です。表の3です。この規格は、平成20年3月21日にできておりますので、20年度以降の数字を載せています。表の3では、認定の生産行程管理者数は、徐々に増えてはいますけれども、まだ10程度だということ。外国の生産行程管理者数は2、小分け業者も2という状況、格付数量は533トンというような状況です。特色規格ですので、全体の生産数量といいますか、養殖の数量と比較するというのは、なかなか難しいものがありますが、あえて比較しましたのが5-5です。表の4を見ていただきますと、内水面であえて比較した場合、格付率は、ウナギで1.11%、アユで4.31%、計で1.21%です。海面を合計しますと、22年度では0.2%というものです。

取引の現況です。生産情報公表養殖魚は、生産者から卸業者を通じまして、仲卸業者

または加工業者に取引されているものと、生産者から外食、スーパー、一般小売店に直接取引されているものがあります。これは、先程の流通の図のとおりです。格付された生産情報公表養殖魚は養殖場から出荷の際に、ロット単位で取引が行われまして、流通過程で加工または認定小分け業者以外の小分け業者により分けられているのが実態です。

規格の利用状況ですけれども、取引先に対して根拠のある情報を伝達していることを証明するためにJAS格付を行っているという業者間の取引に利用されているという実態があります。

使用または消費の状況ですけれども、卸業者、加工業者、一般小売店等に販売されていますが、これらの事業者はJAS認定を取得していないということもありまして、生産情報公表養殖魚としてJASマークが付された状態で消費者に販売されているものは限られています。

(2) 規格の利用状況です。一部の加工業者は、生産情報として原材料の原産地等を担保するためにJAS格付品を原材料に使用している旨を表示した加工食品を販売しているという実態があります。

将来の見通しですが、養殖魚の国内生産数量自体は今後も大きな変動はないと込んでいますが、生産情報公表養殖魚の格付数量は、引き続き増加するものと見込んでいます。

国際的な規格の動向ですが、養殖魚の生産情報を公表する点に限った場合、国際的な規格はありません。ただ、養殖魚のトレーサビリティという点でいきますと、ISOに該当すべき規格があります。

その他ですが、今回、規格の改正が必要なご意見、ご要望というのは残念ながらありませんでした。

5－7です。確認案の概要ですが、繰り返しになりますけれども、特色規格として位置付けられると考えており、また、引き続き規格として適正であるということをご確認いただけないかというものです。

確認案ですので、現在の規格をここに付けさせていただきます。5－8からです。第1条に生産の方法についての基準を定めることを明確にしています。第2条で用語、生産情報の定義について(1)から(8)に規定しています。これは、先ほど説明させていただいたものです。一番下に、識別番号について記載しています。識別番号を付すことにより、当該番号について消費者あるいは関係の方が問い合わせますと、生産情報が得られるようになっており、それを公表しているというのが本規格です。表示の方法ですけれども、名称と識別番号、それから、どういう手段で情報が得られるのか、公表しているのかというのを書くというのを規定しているところです。

あと、パブリックコメントを求めました結果ですけれども、残念ながら御意見はありませんでした。以上が農水省からの説明でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、次に生産情報公表養殖魚の日

本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会より、原案作成機関における議論の経過と概要の御説明をお願いいたします。

○原案作成機関（関） 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の原案作成委員会の経過等の概要を説明させていただきます。

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、高野克己、東京農業大学副学長を委員長といたしまして、生産者、利用者等の各分野の代表14名の委員からなる合議体で、事務局をFAMICが務めました。

委員会での審議の状況でございますが、本年、平成24年2月3日に開催されました。これは、1回でございます。

規格の位置付けに関しましては、特色規格として位置付けることが適切と判断されましたが、規格調査の結果からは特段の改正が必要とされる点はありませんでした。なお、委員会の中で、委員の方から改正意見が2点提出されましたが、いずれも規格を改正するに至る合理的根拠が確認されなかったことから、結果として、全会一致で確認することとされました。

更に、本結果に対し、通常、委員会を2回開いておりますが、1回、2回とも会議に際しまして、意見等の募集をしておりますが、今回1回しかやりませんでしたので、その検討結果に対しまして、2月17日から3月2日まで御意見、情報等の提出を募集しましたところ、特段提出はございませんでした。

なお、参考までに、委員会が出された意見、2つについて御紹介させていただきますと、1つ目が生産情報公表養殖魚を利用した加工食品を格付ができないかというのが1点でございます。2点目が、公表が規定されている生産情報のうち、種苗の漁獲年月日と漁獲場所、これにつきましては、ウナギの稚魚の場合、漁獲された日とか、場所が複数ある場合があることから、公表が困難ではないか、こういう意見が出されました。これにつきましては、1番目につきましては、加工食品は当該規格の対象外であること。2番目の種苗の漁獲年月日と漁獲場所については、現在、既に認定生産行程管理者の方が公表していると、そういう事実もございますので、そのような理由から、特段改正をする必要がないと、そういうような結論になりました。以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、生産情報公表養殖魚の日本農林規格の確認案に付きまして、御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に意見もないようですので、生産情報公表養殖魚の日本農林規格を原案どおり確認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、その旨報告いたします。

それでは、ここで審議の結果について確認させていただきます。配付されました報告案を御確認いただきたいんですが、よろしいでしょうか。ただいま配付した報告案は、製材、風味調味料については原案の一部修正の上改正すべきとなっており、製材、風味

調味料以外については、いずれも原案どおりとなっております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 それでは、お配りしたものの案の文字を取り、報告することといたします。

次は、議題（２）のその他です。事務局から何かございますか。

○箴島上席表示・規格専門官 事務局から２点ございます。

１点目は、23年度、前年度に御審議いただきました規格の告示状況です。１月から３月の調査会で集中的に御審議いただきました規格が、実は26ございます。26のJAS規格につきまして告示の作業を進めまして、現在、24まで告示が終了しています。あと、２つ残っていますので、今、鋭意進めています。残っておりますのは、生産情報公表農産物と生産情報公表加工食品の２つです。

２点目です。今後の調査会の予定の関係ですが、JAS規格の制定や見直しにつきましては、省令第１条に基づきまして、日本農林規格の制定等に関する計画を作成し、それを公表するということになっております。本年度につきましては、前回の総会終了後の４月２日に公表しましたので、委員の皆様方に御説明できていませんでした。その中に、24年度は７月に５規格御審議いただくことと、来年３月に15規格御審議いただくことを、実は記載させていただいています。つまり、来年３月に次の調査会を予定させていただいていますが、15ということで数が多いものですから、１日では終わらないのではないかと考えています。そのため、２日間連続する方がいいのか、あるいは期間を空けて２回に分けるかというのを検討しておりまして、その点を御相談させていただければと思っています。

要は、次の総会は３月を考えているということでございます。ただ、今、申し上げました調査会の予定は、５年ごとの定期的見直しでございまして、新規物については入っておりません。新しい規格を制定する場合、別途、省令に基づく計画を作りまして公表する必要があります。このため、その計画を定めることになりました場合には、委員の皆様方に速やかに報告させていただきまするとともに、調査会におきまして、検討状況を御報告させていただいて、御審議をお願いしたいと考えています。以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、予定時間を大分過ぎてしまいましたけれども、以上で本日のすべての議題が終了いたしました。円滑に議事事項に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。議事進行を事務局にお返しいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 本日は、長い時間、御審議いただきまして本当にありがとうございました。本日、御審議いただきました日本農林規格につきましては、一部修正というのがございますので、事務的に検討し、会長と御相談させていただき、また、法令的なチェックを経た上で、速やかに告示ができるように、所要の手続きを取ってまいりたいと考えています。以上をもちまして、農林物資規格調査会総会を閉会いたします。ありがとうございました。